

第 25 回 賀茂地域広域連携会議

令和 2 年 7 月 30 日 (木) 14 時～16 時
賀茂危機管理庁舎 1 階

次 第

1 情報共有

(1) 賀茂地域教育振興方針の改訂 (前回書面審議)

- ・ 賀茂地域教育振興方針改訂の説明及び 7/8 教育専門部会の報告 (教育政策課) **資料 1**
- ・ 賀茂キャンパスの活動状況及び静岡大学東部サテライトの開設 (賀茂地域局) **資料 2**

(2) 賀茂地域における新型コロナウイルス感染症対策及び対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の医療体制の状況等 (賀茂健康福祉センター) **資料 3**
- ・ 1 市 5 町における海水浴場開設の状況【ガイドライン策定状況】 (賀茂地域局) **資料 4**
- ・ 国、県、市町の経済対策を中心とした対応 (賀茂地域局) **資料 5**

2 協議事項

(1) 自治体戦略2040を受けた賀茂地域のすがたを踏まえた今後の取組

- ・ 第32次地方制度調査会答申 (6/26) (賀茂地域局) **資料 6-1**
- ・ 賀茂地域の人口動態の状況【人口数・高齢化率、出生児数】 (賀茂地域局) **資料 6-2**
- ・ 静岡県ごみ処理広域化の推進 (廃棄物リサイクル課) **資料 6-3**
- ・ 静岡県ごみ処理広域化の推進 (廃棄物リサイクル課) **資料 6-4**
- ・ 水道の広域化に向けた水道法の改正と県の取組 (水利用課) **資料 6-5**

3 その他報告

(1) 若者定住専門部会 (賀茂地域局)

- ・ 7/16 専門部会の報告 **資料 7**

(2) 賀茂地域における相談等の状況 (賀茂広域消費生活センター)

- ・ 令和元年度の相談実績、令和6年度交付金制度終了後に向けた体制整備 **資料 8**

(3) 賀茂地方税債権整理回収協議会 (下田財務事務所)

- ・ 令和元年度の徴収実績、徴収の猶予制度の特例、コロナによる税収の影響 (4.5月実績) **資料 9**

(4) 賀茂広域鳥獣被害対策の広域連携にかかる検討会議 (賀茂農林事務所)

- ・ 令和元年度の実績 **資料 10**
- ・ 令和 2 年度の計画

第25回 賀茂地域広域連携会議 出席者名簿

令和2年7月30日(木) 14時～16時
静岡県賀茂危機管理庁舎1階各班室

○賀茂地域広域連携会議

所属・役職等	氏名	備考
静岡県特別補佐官	土屋 優行	
下田市長	松木 正一郎	
東伊豆町長	太田 長八	
河津町長	岸 重宏	
南伊豆町長	岡部 克仁	
松崎町長	長嶋 精一	
西伊豆町長	星野 浄晋	
静岡県議会議員 《参与》	森 竹治郎	

○出席者

所属・役職等	氏名
下田市統合政策課長(幹事)	平井 孝一
東伊豆町企画調整課長(幹事)	森田 七徳
河津町企画調整課長(幹事)	木村 吉弘
南伊豆町企画課長(幹事)	菰田 一郎
松崎町企画観光課長(幹事)	深澤 準弥
西伊豆町まちづくり課長(幹事)	長島 司
美しい伊豆創造センター専務理事	植松 和男
美しい伊豆創造センター事務局長	瀧口 浩一
静岡県経営管理部地域振興局長	山田 琢也
静岡県くらし・環境部環境局水利用課長	市川 浩司
静岡県くらし・環境部環廃棄物リサイクル課課長代理	片山 広文
静岡県教育委員会事務局教育政策課長	中山 雄二
静岡県経営管理部地域振興局地参事(東部総合庁舎駐在)	片岡 達也

(裏面あり)

○出席者

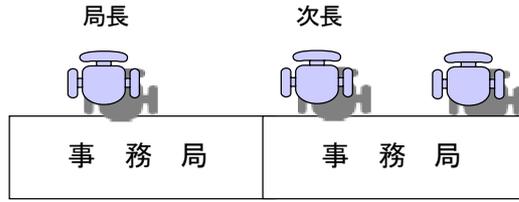
所属・役職等	氏名
静岡県賀茂広域消費生活センター所長	松永 俊乃
静岡県下田財務事務所長	山下 哲宏
静岡県賀茂健康福祉センター所長	山下 正芳
静岡県賀茂健康福祉センター医監兼賀茂保健所長	本間 善之
静岡県賀茂健康福祉センター医療健康部長	塩川 尚子
静岡県賀茂農林事務所長	伊藤 晃
静岡県賀茂農林事務所農業振興部長	菊池 重仁
静岡県下田土木事務所長	曾根 裕介

○事務局

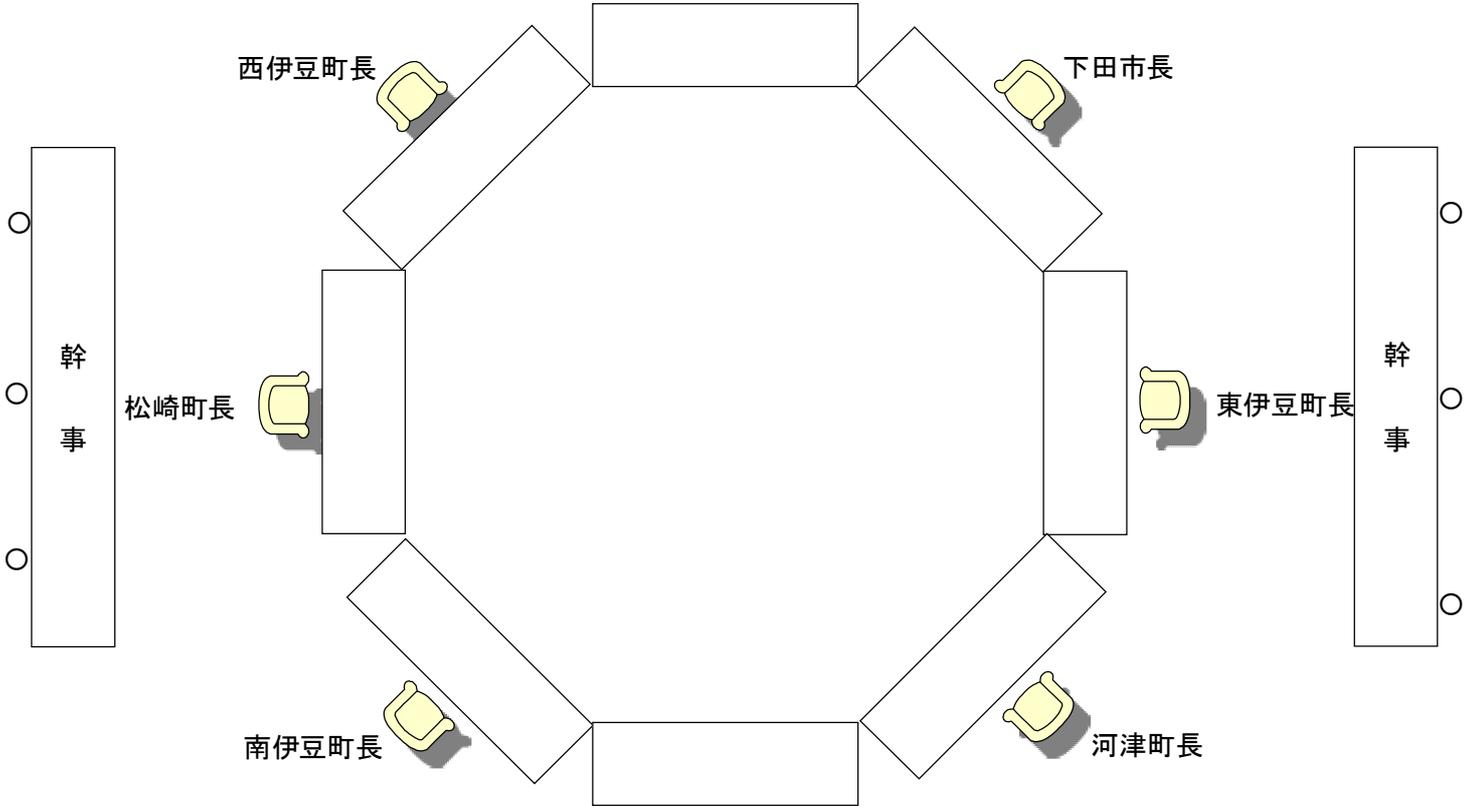
所属・役職等	氏名
静岡県賀茂地域局長	山口 武史
静岡県賀茂地域局次長兼地域課長（幹事長）	柴 浩行
静岡県賀茂地域局地域課地域班長	飯田 雅之

第 25 回 賀茂地域広域連携会議 席次

令和 2 年 7 月 30 日（木）14 時～16 時
 静岡県賀茂危機管理庁舎 1 階



静岡県特別補佐官



参与

報道機関

教育政策課 地域振興局
 中山課長 山田局長

賀茂健福 賀茂健福
 山下所長 本間医監

報道機関

水利用課 水利用課
 市川課長

廃リ課 賀茂健福
 片山課長代理 塩川部長

報道機関

美伊豆 美伊豆
 瀬口事務局長 植松専務理事

賀茂農林 賀茂農林
 伊藤所長 菊池部長

報道機関

消費生活C 下田財務
 松永所長 山下所長

下田土木 地域振興局
 曾根所長 片岡参事

賀茂地域広域連携会議 テーマの検討状況

区分	テーマ (部会長)	開催時期及び 今後の予定	検討内容等
行政分野の連携	1	消費生活センターの共同設置（県民生活課）	定期的に運営協議会を開催 ○「賀茂広域消費生活センター」を平成28年4月に設置
	2	教育委員会の共同設置 (教育政策課・義務教育課)	第16回 H30. 1. 31 第17回 5. 7 第18回 7. 23 第19回 9. 26 第20回 11. 29 第21回 H31. 2. 20 第22回 R1. 5. 20 第23回 R1. 8. 27 第24回 R1. 12. 12 第25回 R2. 2. 21 第26回 7. 8 ○「賀茂地域教育振興方針」を平成29年2月21日に策定 ○「賀茂地域教育振興センター」を平成29年4月に開所（指導主事の共同設置） ○「静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学と賀茂地域1市5町との包括連携協定」を平成30年12月に締結 ○R1. 8. 27 専門部会において、令和元年度の重点取組における情報共有及び「賀茂地域教育振興方針」の今後の方向性等について協議 ○R1. 12. 12 専門部会において、「賀茂地域教育振興方針」及び大学との連携等について協議 ○R2. 1. 24「賀茂キャンパス（賀茂地域大学交流拠点施設）」が開所 ○2. 21 専門部会において「賀茂地域教育振興方針」の改定案について協議 ○7. 8 専門部会において「未来を切り拓く Dream 授業・賀茂版」について協議
	3	税の徴収事務の共同処理（税務課・市町行財政課）	第5回 H29. 8. 17 第6回 9. 29 第7回 10. 24 今後、定期的に運営委員会を開催 ○「賀茂地方税債権整理回収協議会」を平成28年4月に設置 ○平成30年度以降の共同徴収の継続決定（平成29年12月15日基本協定締結）
	4	監査事務の共同化 (市町行財政課)	第2回 H28. 7. 7 第3回 10. 7 第4回 11. 25 ○「監査のあり方」を踏まえた、監査事務様式・マニュアル等の共有化 ○「賀茂地域監査事務連絡会議」の設置
	5	災害時における人的・技術的支援体制の構築（土木防災課）	第2回 H28. 4. 25 ○『賀茂地域「ふじのくに災害復旧支援隊」派遣要領』を平成28年8月に施行 ○『静岡県「ふじのくに災害復旧支援隊」派遣要領』を平成29年4月に施行（拡大）
	6	地籍調査の共同実施 (農地計画課)	第6回 H28. 5. 24 第7回 7. 4 第8回 8. 9 第9回 8. 25 第10回 9. 26 ○「賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定」を平成28年10月19日に締結し、「賀茂地域地籍調査協議会」を設置 ○共同実施を平成29年4月から開始
	7	地域包括ケアシステムの構築・運用 (長寿政策課)	第19回 H29. 6. 2 第20回 6. 14 第21回 6. 29 第22回 8. 9 第23回 8. 17 第24回 9. 15 第25回 10. 16 第26回 11. 15 ○「賀茂地域における介護事業所指定・指導監督の共同実施に関する基本協定」を平成29年12月15日に締結し、「賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会」を設置 ○県、賀茂地域1市5町及び民間（3師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会））が一体となり、「賀茂地域における住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す基本協定」を平成30年2月19日に締結し、「賀茂地域健康寿命延伸等協議会」を設置
	8	技術的・専門的知識を要する事務の共同処理（技術職員の共同利用）（市町行財政課）	第1回 H28. 7. 7 第2回 10. 7 第3回 11. 25 ○『「技術的・専門的知識を有する職員」の共同利活用～「技術的・専門的知識を要する事務」の共同処理マニュアル～』策定
	9	公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業） (市町行財政課・水利用課)	第8回 H30. 1. 16 第9回 4. 17 第10回 7. 3 第11回～今後調整 ○市町が策定する「経営戦略・水道ビジョン」策定に係る共通仕様書を取りまとめ ○同策定のサポート

区分	テーマ (部会長)	開催時期及び 今後の予定	検討内容等
官民・民民の連携	10 伊豆半島クリーン作戦	第4回 H28. 6. 17 第5回 8. 26	○平成27年度に15ヵ所（7市6町）で清掃活動を実施（約1,500人参加） （平成28年度は美しい伊豆創造センターが自主事業化）
	11 伊豆半島食の祭典	第6回 11. 7 第7回 12. 27	○平成27年度に伊豆半島内の道の駅7箇所を含め、全10回、物産展を開催 （平成28年度は美しい伊豆創造センターが自主事業化）
	12 伊豆半島周遊ルート の開発	第8回 H29. 8. 3	○南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会と連携した観光周遊モデルルートの策定、オープンデータの公開等
	13 歴史的建造物の保存・活用 における共同の景観まちづくり		○観光周遊サイト（デカケル JP）及び賀茂地区歴史的建造物地域資源調査結果の利活用
	14 若者定住 (賀茂地域局)	第1回 H29. 6. 6 第2回 7. 7 第3回 8. 2 第4回 9. 7 第5回 10. 5 第6回 12. 1 第7回 H30. 3. 16 第8回 4. 16 第9回 6. 13 第10回 7. 11 第11回 10. 12 第12回 12. 25 第13回 H31. 1. 28 第14回 3. 13 第15回 4. 23 第16回 R1. 5. 16 第17回 6. 25 第18回 8. 29 第19回 9. 26 第20回 12. 4 第21回 R2. 2. 18 第22回 7. 16	○「賀茂の子づくり」の理念を具現化した「高校生の KAMO マルシェ」「Wikipedia Town in 賀茂地域」「高校生が地域産業を学ぶインターンシップ」「賀茂地域ではたらくのりもの大集合！」を実施 ○移住相談受付窓口のワンストップ化を検討 ○相談初期受付時の対応機能の充実・強化 ○「賀茂地域1市5町の基本情報」のパンフレットを作成 ○転出入時任意アンケートの全市町導入（基本項目共通化） ○新成人に対する任意アンケートの全市町実施 ○第17～19回の専門部会において、「今後の若者定住専門部会のあり方」、「利便性の高い窓口づくり」、「賀茂の子づくり」及び「具体的な行動・推進装置づくり」を中心に検討・意見交換等を実施 ○移住相談窓口担当者向け相談スキルアップ研修会の開催（9/26） ○高校生の KAMO マルシェ 2019（11/4） ○児童・生徒向けアンケート（小・中・高の最高学年を対象）の実施 ○賀茂地域住民向けアンケートを実施し、定住意識に対する世代間の影響及び住民ニーズの調査を実施（R1. 12～R2. 1） ○R2. 7. 16 専門部会において、高校生の KAMO マルシェ 2020 について協議

「賀茂地域教育振興方針」の一部改訂について

(教育政策課、賀茂地域局)

1 概要

賀茂地域広域連携会議「教育委員会の共同設置専門部会」（賀茂1市5町教育委員会及び県教育委員会で構成）では、「賀茂地域教育振興方針（H28～R1）」を策定し、各市町及び県が連携して、教育の質を維持向上させるための取組を進めてきた。

取組期間が今年度で終了することに伴い、現方針の進捗状況と成果の評価を行い、来年度以降の重点取組を記載した一部改訂を3月16日の第24回賀茂地域広域連携会議で行う予定であったが、新型コロナウイルスの状況を勘案し、会議を延期したため、書面により一部改定を決議した。

2 令和2年度～5年度の方針・重点取組

賀茂地域における教育については、「『賀茂の子』を育てる」という理念を共有し、関係者が一丸となって取組みを進めていく。

重点取組	主な取組項目
①幼児教育	幼児教育アドバイザー巡回、研修の充実、家庭・地域との連携強化
②小・中学校	研修・ICT活用、地域学（賀茂版 Dream 授業等）、学校統合の研究
③高校	地域の関係者が連携した高校の魅力化、教職員の資質向上、ICT活用
④大学・学生	フィールドワーク等の推進、観光コースとの連携、賀茂キャンパス活用
⑤社会教育	社会教育に係る研究（施設間連携、FM等）、社会人コースの支援

(賀茂地域広域連携会議構成員等のコメント)

下田市長	ふるさとに誇りと愛情を持って地域の発展に貢献できる人材の育成について関係団体が連携し、具体的な取組を推進することが重要。魅力ある地域づくりを車の両輪として進めていくことが必要。
東伊豆町長	現方針による取組の方向性が定まってきた中、それらが重点化され次期方針案に計画されており、今後、これらの施策を連携し推進していくことが大事である。
河津町長	地域が一体となり、生まれ育った地域が大好きで、地域のためになりたいという「賀茂の子」を育む教育振興方針が示せた。
南伊豆町長	改訂を経て、さらに充実した内容となった。本方針を基に、今後、効果的な施策が推進されることを期待する。
松崎町長	各市町の意見を集約して、より充実した本方針を基に、賀茂地域の教育が推進されることを期待する。
西伊豆町長	方針に沿って市町がさらに連携して取組むべき。3大学との協定により、様々な取組が行なわれ、外からの発信により自分たちの地域の良さを知り、残りたい、戻ってきたいという子ども達が増えることを望む。
森県議（参与）	大学・地元が連携して、地域の教育レベルの向上のための準備が整ったことを嬉しく思う。この機会を有効に活用して、さらなる教育推進を期待する。

教育委員会の共同設置専門部会

(県教育委員会)

(要 旨)

第26回の専門部会を開催し、「賀茂地域教育振興方針（一部改訂版）」の内容等の確認、及び今年度の部会での検討事項等について協議を行った。

1 会議の概要

(日時) 令和2年7月8日(水) 13時30分～15時30分
 (会場) 静岡県賀茂危機管理庁舎
 (議事) 「賀茂地域教育振興方針」の一部改訂 / 専門部会での主な協議事項 など

2 協議内容

(1) 「賀茂地域教育振興方針」の一部改訂

以下の経緯や改訂内容について確認・共有した。

- ・令和2年3月16日の賀茂地域広域連携会議は、コロナの影響を勘案し書面決議
- ・『賀茂の子』を育てる」という理念を共有し、関係者が一丸となって取組

重点取組	主な取組項目
①幼児教育	幼児教育アドバイザー巡回、研修の充実、家庭・地域との連携強化
②小・中学校	研修・ICT活用、地域学（賀茂版 Dream 授業等）、学校統合の研究
③高校	地域の関係者が連携した高校の魅力化、教職員の資質向上、ICT活用
④大学・学生	フィールドワーク等の推進、観光コースとの連携、賀茂キャンパス活用
⑤社会教育	社会教育に係る研究（施設間連携、FM等）、社会人コースの支援

(2) 専門部会での協議事項

今年度協議する主な事項、及び実施方針等を検討した。

①「未来を切り拓く Dream 授業・賀茂版」

以下の方針で実施する。（新型コロナウイルス感染症拡大状況によって中止等あり。）

項 目	内 容
目的・概要	賀茂地域に想いを寄せ力を尽くしている講師陣の講義を通じ、地域の実情や講師の人間性に触れ、自分の生まれ育った地域が大好きな子供達を育成
日時・場所	11月22日(日)、23日(月・祝)の両日、賀茂キャンパスで実施
対象	賀茂1市5町の中学1・2年生、定員30名程度
内容	講義・実習等（講師と相談）、グループ討議・発表（感染症状況で判断）
講師の選定	部会構成員が推薦（移住・定住部会取りまとめの候補者リストも参考）

②その他の協議事項

- ・大学等連携について、「賀茂キャンパス活用推進委員会」を9月上旬に開催
- ・「学校統合」「社会教育」に係る研究を今年度推進（具体的内容は市町の意見を聴取）

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	予 定	内 容
9月上旬	賀茂キャンパス活用推進委員会	情報・意見交換、基調講演（県大・文芸大）
10月～	第27回専門部会	Dream授業、学校統合・社会教育の研究

令和2年度 賀茂地域における大学連携・交流活動予定(年間スケジュール)

資料2

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<未定>
静岡大学	<ul style="list-style-type: none"> 地域創造学環フィールドワーク(東伊豆町・松崎町) 地域創造教育センター 地域課題解決支援プロジェクト(東伊豆町、南伊豆町、松崎町) 									<ul style="list-style-type: none"> 社会人講座「地域づくりを学ぶ社会人コース」 地域人材育成・公民館主事等研修
静岡県立大学	<ul style="list-style-type: none"> 賀茂地域観光景気調査(4月～) 		●基調講演	<ul style="list-style-type: none"> ●社会人講座 ●稲高講演会 	●社会人講座	●社会人講座	●社会人講座	<ul style="list-style-type: none"> ●社会人講座 ●河津桜まつりアンケート調査 	●社会人講座	
静岡文化芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> 散歩したくなる商店街のデザインの提案(大学コンソ事業・下田市) 			●基調講演						<ul style="list-style-type: none"> 文学散歩パンフレット作成(河津町観光協会) 「記憶」をフィールドワークする@熱川温泉(東伊豆町)
下田市	<ul style="list-style-type: none"> 散歩したくなる商店街のデザインの提案(文芸大・大学コンソ事業) 旧下田町歴史まちづくり共同調査研究(日大) 						●玉川大学学園祭への出展			<ul style="list-style-type: none"> 旧下田町地区交通規制社会実験(日大)
東伊豆町	<ul style="list-style-type: none"> 静岡大学地域創造学環フィールドワーク 空き家空き店舗活用事業(LDN) 熱川温泉振興事業(工学院大) 	●昭和女子大学キャンパス見学	●東伊豆町魅力発信プロジェクト(昭和女子大)	●明治大学ファームステイ				●東伊豆町魅力発信プロジェクト(昭和女子大)		<ul style="list-style-type: none"> 東伊豆町大学等連携地域活性化事業(跡見女子大、駒沢女子大) 温泉を活用したウェルネスツーリズムの研究(杏林大)
河津町		●河津中学校・青山学院大学体験教室								<ul style="list-style-type: none"> 日本大学国際関係学部フィールドワーク(大学コンソ事業)
南伊豆町	<ul style="list-style-type: none"> 早稲田大学連携プロジェクト 	●(一財)東京大学運動会との連携								
松崎町	<ul style="list-style-type: none"> 常葉大学社会環境学部(ふじとこ伊豆プロジェクト) 静岡大学地域創造学環フィールドワーク 早稲田大学社会科学部卯月ゼミナール 									
西伊豆町		●IVUSAとの連携(田子、安良里)	●IVUSAとの連携(宇久須)						●IVUSAとの連携(「クールタウン西伊豆」)	
静岡県		●教員免許状更新講習				●未来を切り拓くDream授業・賀茂版11/22,23				
下田高校										
松崎高校										
稲取高校				●県大講演会(生徒対象)10/8						
美伊豆										
その他			●賀茂キャンパス活用推進委員会							

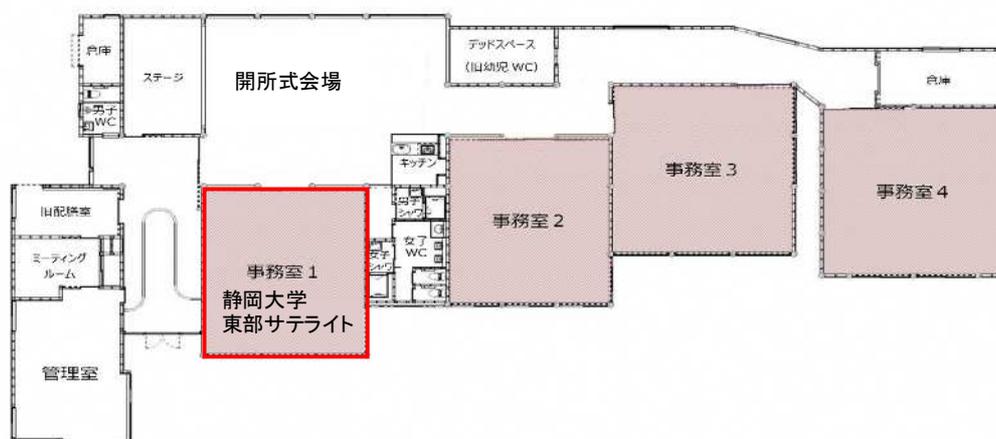
静岡大学東部サテライト開所式 式次第

日時：令和2年7月29日（水）11時00分～11時40分（受付10時30分～）

場所：静岡大学東部サテライト（伊豆市青羽根65番地の1）

司会 鈴木機構主担当教員

- 1 開式の辞 丹沢機構長
- 2 学長挨拶 石井学長
- 3 来賓紹介 (来賓) 菊地伊豆市長
土屋静岡県特別補佐官
山口静岡県賀茂地域局長
杉山静岡県東部地域局副局長
- 4 来賓祝辞 菊地伊豆市長
土屋静岡県特別補佐官
- 5 テープカット 施設正門前に移動して行う
土屋静岡県特別補佐官
菊地伊豆市長
石井学長
丹沢機構長
- 6 閉式の辞 小山副機構長



2. 「未来社会デザイン機構」の取組

静岡地区大学の
理念（学長案）

静岡大学は、「自由・多様性・持続可能性」の理念のもと、静岡県に立地する総合大学として、地域の豊かな自然と文化に対する敬愛の念をもち、質の高い教育、創造的な研究による人材の育成を通して、人類の未来と地域社会の発展に貢献

令和2年4月設立
法人統合・大学再編後は、本機構を法人に置き、東西両大学の知を結集した取組に展開
当面、静岡キャンパスを中心に展開。特に中部・東部地域をターゲット

未来社会デザイン
機構の設立

機構創設
の理念

- ・ 未来社会デザイン機構は、社会の多様なステークホルダー（自治体・NPO・企業・市民団体など）と、対話を通して相互理解を深め、パートナーシップを築きます。
- ・ 望ましい未来社会について、市民と共にビジョンを描き、そこから具体的課題を明らかにし、複雑な地域課題の解決のために協働します。
- ・ 持続可能な社会とすべての人のウェルビーイングを目指して、未来社会のデザインに挑戦します。

取組の基
本方針

1. バックキャストの手法による未来社会のデザイン
2. パートナーシップに基づく多様なステークホルダーとの協働
3. 分野横断的なチーム単位での、持続可能な事業展開

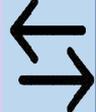
「機構」の目的・戦略・運営等

人口減社会を迎え、規模的發展を是としない「持続可能な社会」の実現を静岡県内各地域で目指す。そこでは、地域の意見を踏まえ、産官学の知を結集して、ゴールとしての未来社会の姿を描き出し、学内外の資源を組み合わせた組織的な戦略を策定して、その実現の取組を推進する。

持続可能な社会実現のための「新」プラットフォーム



※「COC+」に関する連携協定「賀茂1市5町との連携協定」の活用

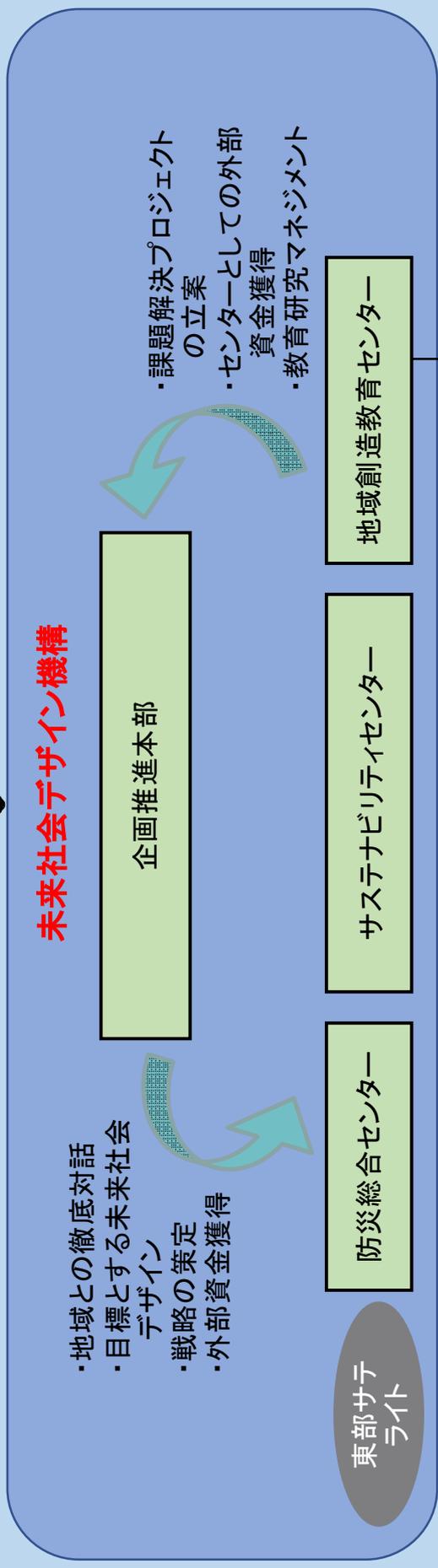


未来社会デザイン機構

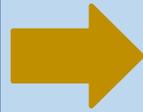
- ・地域との徹底対話
- ・目標とする未来社会デザイン
- ・戦略の策定
- ・外部資金獲得

企画推進本部

- ・課題解決プロジェクトの立案
- ・センターとしての外部資金獲得
- ・教育研究マネジメント



東部サテライト



県東部地域における教育・研究・産学連携拠点



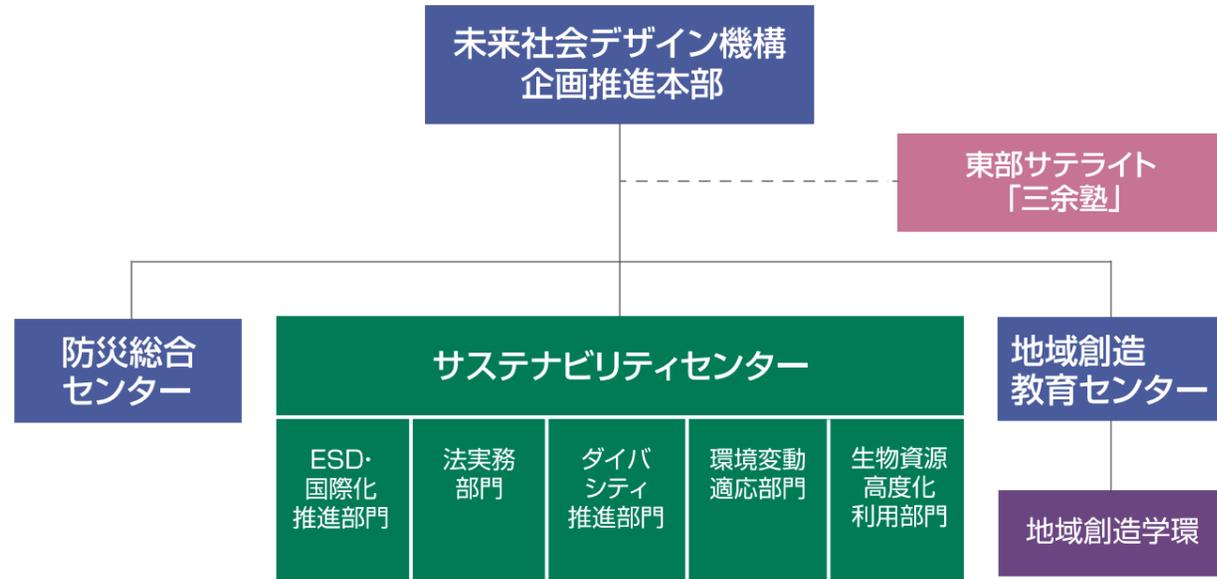
学内教育研究施設等



地域創造学環

- 未来社会デザイン機構（サステナビリティセンター）の取組（検討案）
- ・ 発達段階に応じたSDGs普及啓発プログラムの開発と普及
（静岡県SDGsコンソーシアム）
 - ・ コネクテッド・シティにおけるAIの実用化を見据えた技術的・法的・倫理的基盤の構築（裾野市他）
 - ・ 駿河湾のサクラエビ不漁問題解決に向けた生態系と海洋環境の科学的調査の研究
（由比漁協・静岡県・東京大学・静岡新聞社他）
 - ・ スギ、ヒノキ人工林の広葉樹化と、森林を活用した新しい生活の探索
（磐田市・伊豆市他）
 - ・ 未利用バイオマスを原料としたバイオ燃料及びプラスチック原料生産技術の構築
 - ・ 松崎町、伊豆市をはじめとした伊豆半島将来構想の策定とその実現に向けた取組み（伊豆半島市町・伊豆半島ジオパーク推進協議会・企業・NPO等）
 - ・ SDGs達成のための、静岡市・浜松市との連携事業の展開
（「SDGs未来都市：静岡市・浜松市」「SDGsハブ都市：静岡市」

組織図

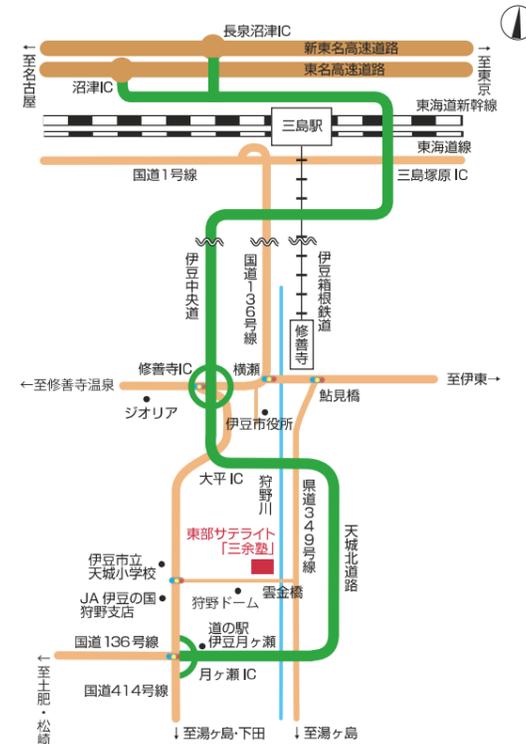


アクセス

■静岡大学静岡キャンパス



■静岡大学東部サテライト「三余塾」



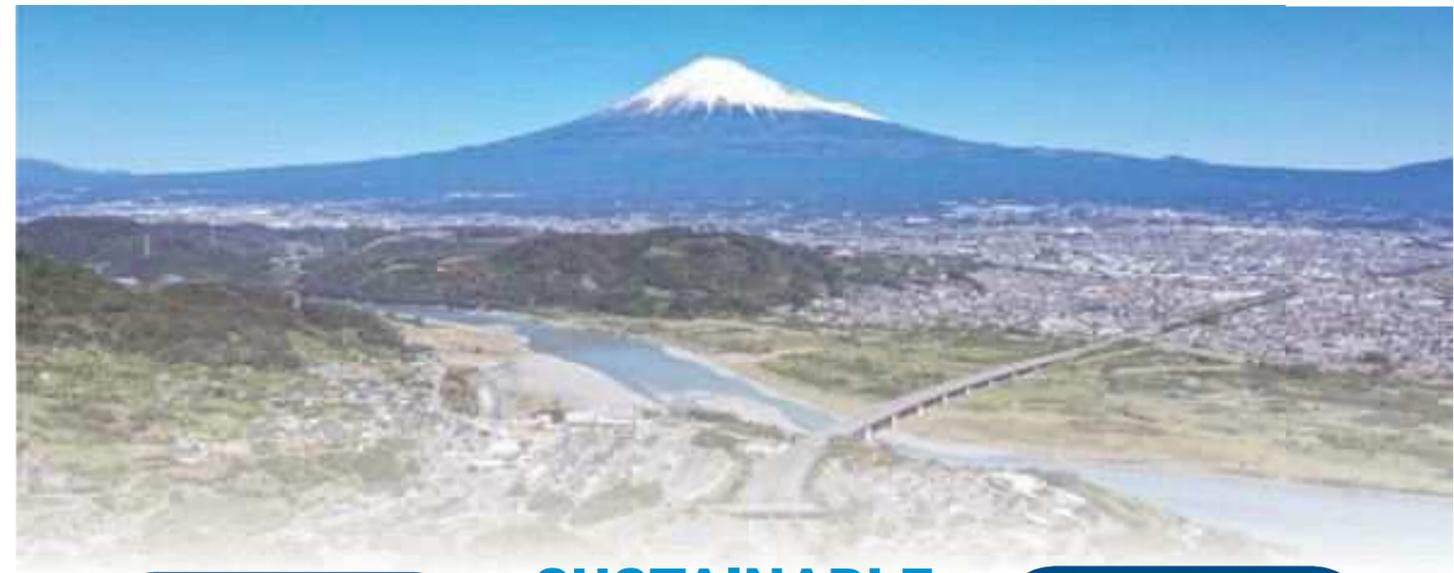
静岡大学未来社会デザイン機構
 Organization for Designing Future Society, Shizuoka University
 〒422-8529 静岡市駿河区大谷836
 TEL: 054-238-4055 FAX: 054-238-4428
 E-mail: mirai-shakai@adb.shizuoka.ac.jp
<https://future.shizuoka.ac.jp>



HPIはこちら

東部サテライト「三余塾」

〒410-3213 伊豆市青羽根65-1
 TEL: 0558-79-3500
 FAX: 0558-79-3201
 E-mail: mirai-tobu@adb.shizuoka.ac.jp



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



静岡大学
 未来社会
 デザイン
 機構

静岡大学が変わる、地域社会が変わる。



創設理念

私たちは対話を通して、社会の多様なステークホルダーと相互理解を深め、パートナーシップを築きます。望ましい未来社会について、共にビジョンを描き、そこから具体的な課題を明らかにし、その解決のために協働します。持続可能な社会とすべての人のウェルビーイングを目指して、未来社会のデザインに挑戦します。

暮らしの「豊かさ」を表わす指標は、どこに求められるのでしょうか。第二次世界大戦後の世界では、「国内総生産GDP」がその答えであるという前提のもと、長い間、経済成長を最優先する政策が採られてきました。しかし、ある社会における人びとの暮らしや境遇は多様です。経済成長は、すべての人に等しく恩恵をもたらすわけではありません。豊かな社会とは、一人ひとりがよい暮らしや幸福・福祉(ウェルビーイング)を享受できる社会であるはずで、こうした認識とともにグローバル社会では、一人ひとりのウェルビーイングの達成を目的とする「人間開発アプローチ」が主導的な位置を占めるようになってきました。

しかし人口増加が続くかぎり、一人ひとりのウェルビーイングを実現すると、環境に対する負荷もそれだけ大きくなります。2050年には、世界人口が98億人に達すると推計されています。「地球の限界」に対する適正な評価と配慮を欠けば、現世代によるウェルビーイングの追求は、将来世代から、その可能性を奪ってしまいます。大切なことは、世代間の公平性を担保しつつ、一人ひとりのウェルビーイングを実現することです。「持続可能な開発」という考え方は、このような洞察に支えられています。

私たちが直面する課題は多岐にわたります。第一に、地球温暖化、生物多様性の喪失、自然災害の激甚

化に示される、環境や生活の急速な変化が挙げられます。第二に、水、エネルギー、食料などの資源へのアクセス、また南海トラフ地震やパンデミック等のリスクへの対応といった生存に直結する課題があります。第三に、平和、健康、教育、雇用、格差(貧困)、社会的公正、ダイバシティ、金融・経済危機など、社会や経済のあり方にかかわる重要な課題が控えています。日本社会では、人口の減少と高齢化が同時に進行し、多くの地域社会が危機的な状況を迎えています。

ここで大切なことは、これらグローバルで複雑な問題群を「システム」と捉え、統合的な思考のもと解決へ導くことです。社会の多様なステークホルダー(自治体、NPO法人、市民団体、企業、自営業者など)とパートナーシップを結ぶことで、互いの情報、経験知、専門知、技術、資金などを持ち寄り、共有することが可能になります。IoT技術と人工知能(AI)に基づいて知識や情報を広く共有すれば、一人ひとりのウェルビーイングに資する価値創造やイノベーションが実現されるでしょう。

私たちは持続可能な社会とすべての人のウェルビーイングを目標に、多様なステークホルダーと対話を進め、共創的なパートナーシップを確立し、未来社会を共にデザインします。



基本方針



1 バックキャストによる未来社会のデザイン
活動の目指す先、未来の地域像を地域と共に描きます



2 多様なステークホルダーとのパートナーシップ
対等な関係で想いを共有する「対話の場」を大切にします



3 分野横断的なチーム単位で持続可能な事業を展開する「オール静大」!
大学中の知恵を集め課題の解決にあたります



静岡大学 未来社会デザイン機構

静岡大学東部サテライト「三余塾」の設置

伊豆半島の中央部、伊豆市に静岡大学東部サテライト「三余塾」を設置します。「三余塾」は幕末期の伊豆松崎に土屋三余が開設した塾で、明治日本を支えることになる多数の人材を育てました。三余塾の精神を受け継ぎ、その名を東部サテライトの副称とします。教職員が常駐し、東部地域の拠点として次の3つの「場」としての機能を備えています。

■協働のパートナーを見つける場

「人と人」、「ニーズとシーズ」、「プロジェクト同士」を結びます。

■学びの場

市民や小中高生に対する公開講座を定期的で開催します。地域づくりに役立つ講座も提供します。

■情報を得る場・仲間に出会う場

新しい出会いや自由な対話があり、出かけやすく居心地のよい場所です。



令和 2 年 7 月 30 日

新型コロナウイルス感染症の医療体制の状況等

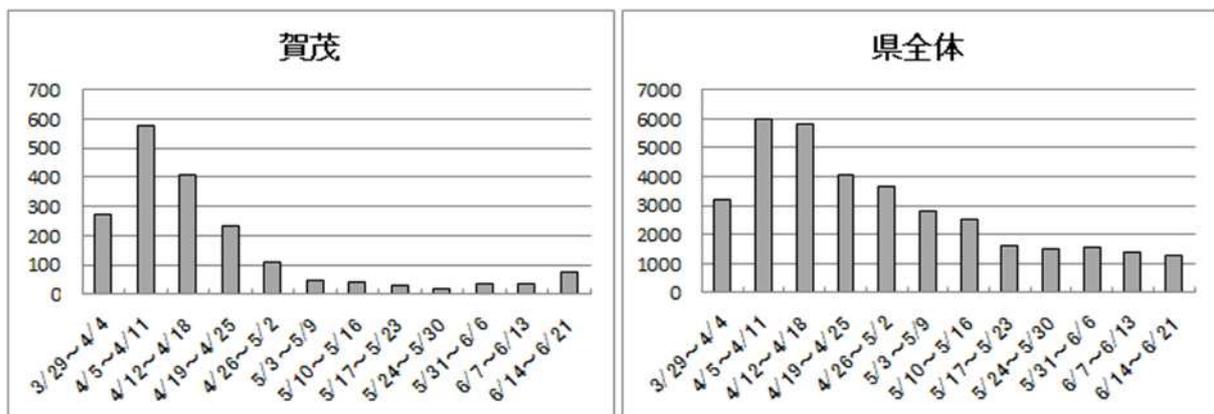
(静岡県賀茂保健所)

○概 要

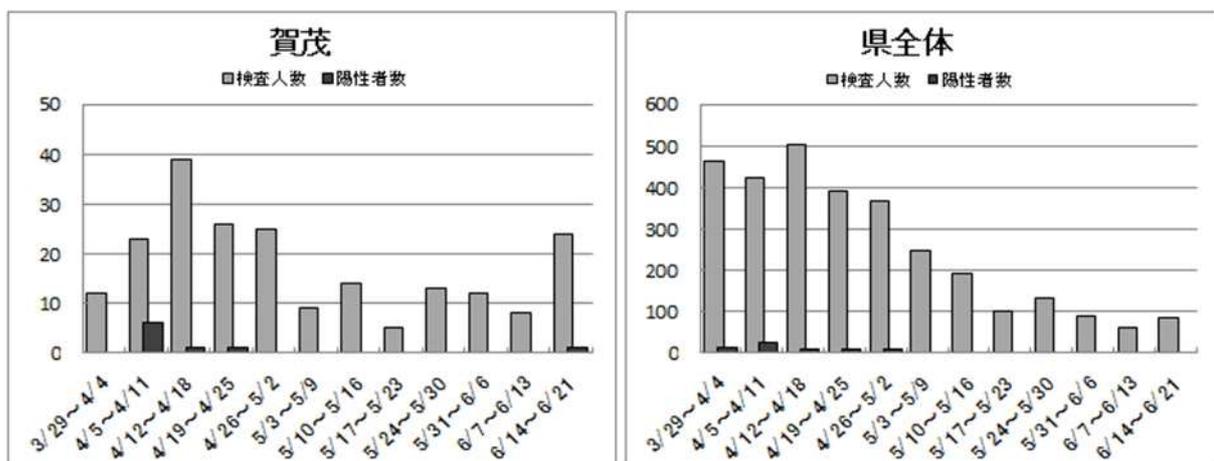
第 1 波における賀茂圏域内の医療体制等の実績（6 月末現在）

区 分	状 況
患者発生状況	9 人 ※詳細は次頁のとおり
帰国者・接触者相談センター 相談受付件数	2,235 件（県内累計 46,510 件 ※6/21 現在） ※保健所と県庁帰接センター受付分の合算 5/1～各保健所の窓口一本化
PCR 検査件数	221 件（県内累計 7,068 件 ※6/21 現在） 〔参考〕人口当たりの件数割合 0.37%（全県 0.19%）
帰国者・接触者外来への紹介件数	53 件

【参考】帰国者・接触者相談センターへの相談受付件数



(2) PCR 検査件数



賀茂地区における患者の発生状況

(静岡県賀茂保健所)

(令和2年6月24日時点)

No.	患者の概要	感染経緯、濃厚接触者の状況等
1	70歳代男性 (松崎町)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京で上野公園での花見等 ・濃厚接触者6人PCR検査(⇒全て陰性) ・入院後重症化のリスクあり他医療機関へ転院
2	高齢者男性 (賀茂郡)	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦 ・帰省した家族(後に陽性)と食事 ・濃厚接触者PCR検査(⇒全て陰性) ・2人共に入院後重症化のリスクあり他医療機関へ転院
3	高齢者女性 (賀茂郡)	
4	60歳代男性 (南伊豆町)	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が東京都内で仕事し帰省後発症、女性にも感染 ・男性の濃厚接触者PCR検査(⇒うち2人陽性: No. 6、7) ・女性の濃厚接触者1人PCR検査(⇒陰性) ・2人共に入院後重症化のリスクあり他医療機関へ転院
5	80歳代女性 (南伊豆町)	
6	60歳代男性 (南伊豆町)	<ul style="list-style-type: none"> ・No. 4の濃厚接触者 ・濃厚接触者2人検査(⇒全て陰性)
7	60歳代男性 (南伊豆町)	<ul style="list-style-type: none"> ・No. 4の濃厚接触者 ・濃厚接触者(同居家族)PCR検査(⇒全て陰性)
8	若年者 (10代~30代) (下田市)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染経路不明 ・濃厚接触者3人(同居家族)PCR検査(⇒全て陰性)
9	40歳代男性 (県外)	<ul style="list-style-type: none"> ・都内の接待を伴う飲食店利用 ・管内の濃厚接触者(遊漁船従業員、知人)PCR検査(⇒全て陰性) ・入院後に重症化のおそれあり、他医療機関へ転院

第1波における課題と第2波に向けた課題と対応

(静岡県賀茂保健所)

1 要旨

- 第1波への対応を通じて把握した課題と、その課題を踏まえた第2波に向けた対応について下表のとおり整理する。
- これまで、6月30日に「賀茂地域医療協議会新型コロナウイルス感染症対策部会」、7月14日には「賀茂地域新型コロナウイルス感染症に係る市町長会議」を開催し、市町、医師会、医療機関、消防機関の関係者と県(保健所)が、賀茂地域における新型コロナウイルス感染症に係る現状を把握した上で、課題について共有化を図り、夏季の観光シーズンへの対応も含めて対応を協議してきた。

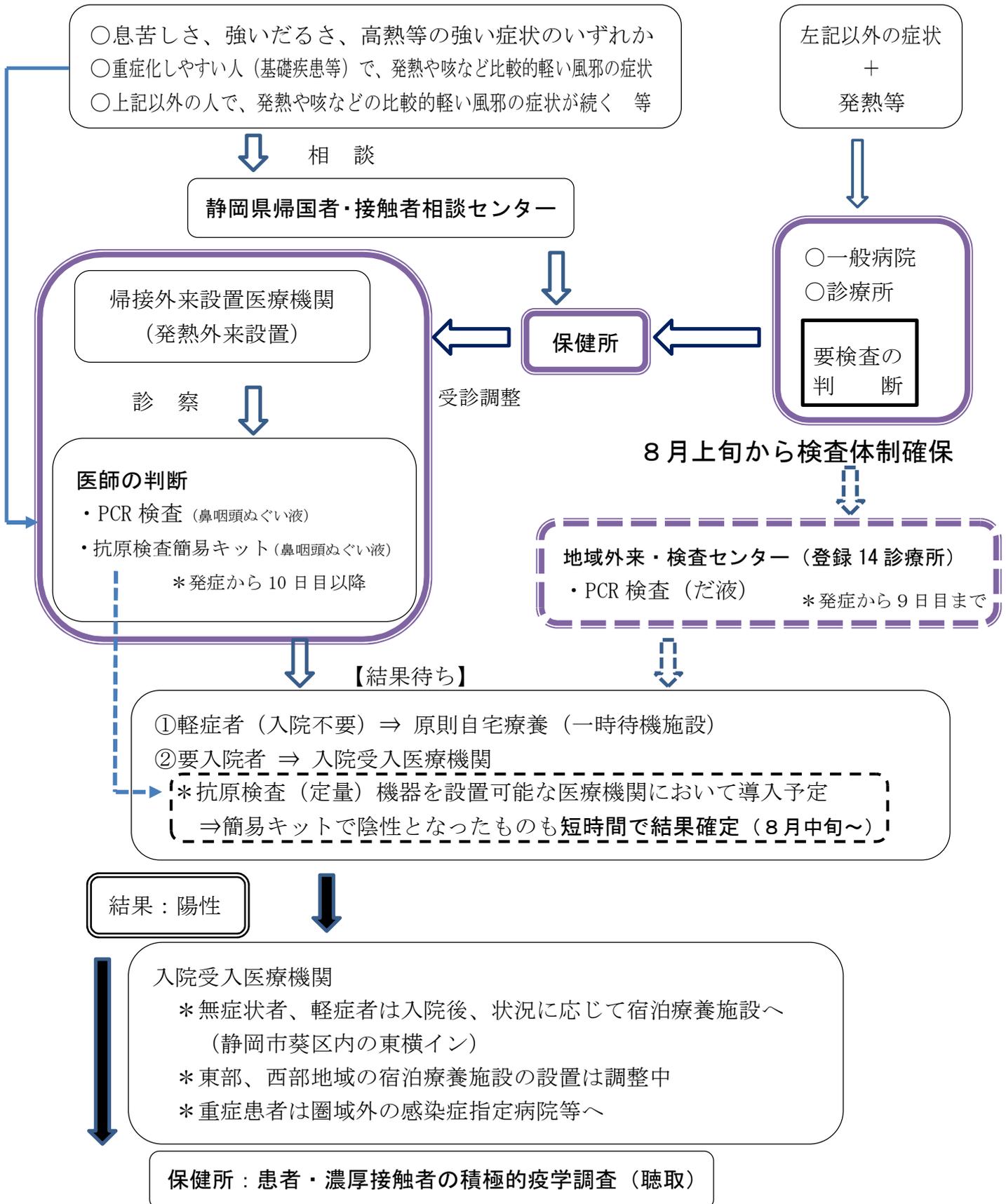
2 課題及び対応

	課題	対応
1	<p>感染蔓延期に備えた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来診療及び入院受入態勢 ・PCR検査体制の整備 <p>※圏域の医療提供体制は別紙のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○帰国者接触者・外来医療機関(発熱外来機能整備)体制の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所が受診調整の上、診察、PCR検査等 ○一般診療所による患者の受診体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所、帰国者・接触者相談センターを経由して診察…発熱患者等でコロナ疑いが薄いと判断された者 ○入院患者受入態勢の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者接触者・外来設置医療機関による入院受入枠拡充の検討 ・当面、感染症指定病院(2床2室)での受入を主に行い、他圏域病院への患者搬送で対応 ○「地域外来・検査センター」の設置による行政検査(PCR検査)の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・当圏域では、賀茂医師会員のうち登録した診療所において検査を実施する方式 * 賀茂圏域内14診療所で8月初旬から実施予定 ← ○行政検査の迅速化(結果判明までの時間短縮化) <ul style="list-style-type: none"> ・1市5町協調による抗原検査(定量)専用検査機器(30分で結果判明)の管内医療機関への早期導入 * 8月中旬整備予定(国の助成制度あり)

2	<p>観光客等来訪者対策 ・関係者による役割分担、連携の強化</p>	<p>○患者発生リスクの軽減</p> <table border="1" data-bbox="651 255 1428 719"> <tr> <td data-bbox="651 255 847 546">市町 観光施設等</td> <td data-bbox="847 255 1428 546"> <ul style="list-style-type: none"> 観光施設等において、発熱者への入場制限やいわゆる「3密」の状況が発生しない措置の実施 遠方からの観光客に対しては、体調を整えて来訪するよう呼びかけ 患者が発生した場合の観光施設等の閉鎖、休止等の判断基準を明確化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 546 847 719">県(保健所)</td> <td data-bbox="847 546 1428 719"> <ul style="list-style-type: none"> 観光等関係団体等が実施する研修会での感染予防対策の助言等 飲食店等への感染予防ガイドラインの啓発（食品衛生協会と連携） </td> </tr> </table> <p>○相談体制の整備、検査結果待ち一時待機者への支援</p> <table border="1" data-bbox="651 797 1428 1462"> <tr> <td data-bbox="651 797 847 1005">市町 県(保健所) 観光施設等</td> <td data-bbox="847 797 1428 1005"> <ul style="list-style-type: none"> 体調不良者には、まず「帰国者・接触者相談センターへの相談」を周知徹底（観光施設等に看板設置等） 体調不良者へ「原則帰宅し居住地での受診」を丁寧に推奨 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1005 847 1339">市町</td> <td data-bbox="847 1005 1428 1339"> <ul style="list-style-type: none"> PCR検査を受検後、公共交通機関以外に帰宅手段を持たず、自宅等で検査結果を待つことが困難な者のための一時待機施設の整備 1市5町協調による抗原検査専用検査機器(30分で結果判明)の管内医療機関への早期導入 * 8月中旬整備予定（再掲） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1339 847 1420">県(保健所) 医療機関</td> <td data-bbox="847 1339 1428 1420"> <ul style="list-style-type: none"> 両者の連携により体調不良者等への的確な指導、助言及び受診調整等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1420 847 1462">県(保健所)</td> <td data-bbox="847 1420 1428 1462"> <ul style="list-style-type: none"> 市町整備の一時待機施設への搬送協力 </td> </tr> </table>	市町 観光施設等	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設等において、発熱者への入場制限やいわゆる「3密」の状況が発生しない措置の実施 遠方からの観光客に対しては、体調を整えて来訪するよう呼びかけ 患者が発生した場合の観光施設等の閉鎖、休止等の判断基準を明確化 	県(保健所)	<ul style="list-style-type: none"> 観光等関係団体等が実施する研修会での感染予防対策の助言等 飲食店等への感染予防ガイドラインの啓発（食品衛生協会と連携） 	市町 県(保健所) 観光施設等	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良者には、まず「帰国者・接触者相談センターへの相談」を周知徹底（観光施設等に看板設置等） 体調不良者へ「原則帰宅し居住地での受診」を丁寧に推奨 	市町	<ul style="list-style-type: none"> PCR検査を受検後、公共交通機関以外に帰宅手段を持たず、自宅等で検査結果を待つことが困難な者のための一時待機施設の整備 1市5町協調による抗原検査専用検査機器(30分で結果判明)の管内医療機関への早期導入 * 8月中旬整備予定（再掲） 	県(保健所) 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 両者の連携により体調不良者等への的確な指導、助言及び受診調整等 	県(保健所)	<ul style="list-style-type: none"> 市町整備の一時待機施設への搬送協力
市町 観光施設等	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設等において、発熱者への入場制限やいわゆる「3密」の状況が発生しない措置の実施 遠方からの観光客に対しては、体調を整えて来訪するよう呼びかけ 患者が発生した場合の観光施設等の閉鎖、休止等の判断基準を明確化 													
県(保健所)	<ul style="list-style-type: none"> 観光等関係団体等が実施する研修会での感染予防対策の助言等 飲食店等への感染予防ガイドラインの啓発（食品衛生協会と連携） 													
市町 県(保健所) 観光施設等	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良者には、まず「帰国者・接触者相談センターへの相談」を周知徹底（観光施設等に看板設置等） 体調不良者へ「原則帰宅し居住地での受診」を丁寧に推奨 													
市町	<ul style="list-style-type: none"> PCR検査を受検後、公共交通機関以外に帰宅手段を持たず、自宅等で検査結果を待つことが困難な者のための一時待機施設の整備 1市5町協調による抗原検査専用検査機器(30分で結果判明)の管内医療機関への早期導入 * 8月中旬整備予定（再掲） 													
県(保健所) 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 両者の連携により体調不良者等への的確な指導、助言及び受診調整等 													
県(保健所)	<ul style="list-style-type: none"> 市町整備の一時待機施設への搬送協力 													
3	患者搬送態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> 重症化のおそれのある患者を搬送するタイミングの見極め 県の搬送態勢の整備、消防機関との協力体制構築 												
4	病院経営への支援	<ul style="list-style-type: none"> 国や県による支援に加え、市町も可能な限りの支援 * 空床補償、医療従事者宿泊費助成、医療従事者慰労金、受診控えの解消を図るための周知等 												
5	新型コロナウイルス陽性患者発生時の情報の適切な公表	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、県の公表を受けて、患者やその関係者らを誹謗中傷やデマから守る取組 住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかけ 												

(別紙)

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制（賀茂圏域）



*検査の種類と特徴

- ・PCR検査：（鼻咽頭ぬぐい液、だ液）結果待ち1～2日間
- ・抗原検査簡易キット（鼻咽頭ぬぐい液）結果待ち30分

7月30日10時現在

1市5町における各海水浴場開設の状況

令和2年7月30日現在

市町名	海水浴場名	開設時期	ガイドライン	ガイドラインにおける中止等判断基準等	安全管理体制等
下田市	白浜大浜海水浴場	7/23-8/23	策定 (6/15)	緊急事態宣言が隣県、首都圏、静岡県にそれぞれ発令された場合と、市内海水浴場で感染者が発生した場合「閉鎖」 (体調不良時連絡先：明示なし) <7/16 下田モデル発表：同モデル内及びアマビエペルりんお守りカードに体調不良時連絡先を明示>	ライフセーバー配置
	白浜中央海水浴場	7/23-8/30			監視員配置
	外浦海水浴場				ライフセーバー配置
	九十浜海水浴場	7/13-8/31			監視員配置
	鍋田海水浴場	7/23-8/23			監視員配置
	多々戸浜海水浴場	7/23-8/30			ライフセーバー配置
	入田浜海水浴場				監視員配置
吉佐美大浜海水浴場	監視員配置				
田牛海水浴場	7/18-8/30	監視員配置			
東伊豆町	熱川 YOU 湯ビーチ	8/1-8/23	策定 (7/28)	町内感染者発生、本県緊急事態宣言発令、本県警戒レベル5以上の場合など「一次閉鎖」、ただし町内感染の状況を踏まえ、レベル4でも「一次閉鎖」の場合あり (体調不良時連絡先：明示あり)	ライフセーバー配置
	稲取温泉 磯 Sea Garden IKEJIRI				監視員配置
開設中止決定 (7/28)	今井浜海水浴場	8/1-8/23	策定 (7/9)	町内感染者発生、本県緊急事態宣言発令、本県警戒レベル4以上の場合など「閉鎖」 (体調不良時連絡先：明示あり)	ライフセーバー配置
河津町	河津浜海水浴場	—			—
南伊豆町	弓ヶ浜海水浴場	7/18-8/31	策定 (6/25)	町内で(感染経路不明な)感染者が確認された場合など「中止」 (体調不良時連絡先：明示なし)	ライフセーバー配置
	子浦海水浴場	7/23-8/16			監視員配置
松崎町	松崎海岸	7/23-8/23	策定 (6/23)	緊急事態宣言の再発令や外出自粛要請など今後の感染症の状況により「遊泳禁止」とする場合がある (体調不良時連絡先：明示なし)	ライフセーバー配置
	岩地海岸				
	石部海岸				
	雲見海岸				
西伊豆町	乗浜海水浴場	8/1-8/30	策定 (7/13)	緊急事態宣言の再発令や外出自粛要請など今後の感染症の状況により「遊泳禁止」とする場合がある (体調不良時連絡先：明示なし)	ライフセーバー配置
	田子瀬浜海水浴場				緊急連絡員配置
	クリスタルビーチ				
	浮島海水浴場				
	安良里海水浴場				
	宇久須海水浴場				
	大浜海水浴場				
大田子海水浴場					
沼津市	大瀬海水浴場	8/1-8/16	策定	県警戒レベル4以上の場合、海水浴場を「閉鎖」	ライフセーバー配置
	御浜海水浴場				—
開設可否を検討中	千本浜、島郷、井田、平沢海水浴場	—	—	—	—
熱海市	熱海サンビーチ	7/23-8/23	策定	首都圏緊急事態宣言の発令無しかつ県警戒レベル4以下で開設 (体調不良時連絡先：明示なし)	監視員配置
	長浜海水浴場				
	網代温泉海水浴場				
伊東市	オレンジビーチ	7/18-8/26	策定	市内感染者確認、県内緊急事態宣言発令、出入口・駐車場をロープで閉鎖、自粛要請を发出 (体調不良時連絡先：明示なし)	監視員配置
	宇佐美海水浴場				
	川奈海水浴場				
	いるか浜海水浴場				
伊豆市	土肥海水浴場	8/1-8/20	策定	緊急事態宣言の再発令、県警戒レベル4以上、土肥地区での感染者確認等で「中断」(明文化無し。都度協議) (体調不良時連絡先：明示なし)	ライフセーバー配置 ※ライフセーバー不在の場合は監視員配置
	小土肥海水浴場				監視員配置

ゴシック表示の海水浴場について遊泳禁止を決定(7/29)

開設中止決定(7/28)

ゴシック表示の海水浴場について遊泳禁止を決定(7/29)

開設可否を検討中

開設可否を検討中



海水浴場の新型コロナウイルス対策を話し合う6市町首長と
県幹部ら＝下田市中の県下田総合庁舎(提供写真)

海水浴場開設前に
県と賀茂6首長

観光客に連絡先周知を

コロナ
対策協議

体調不良時の手順も

賀茂6市町の首長と県幹部が14日夜、夏季に向けた新型コロナウイルス感染症の対策会議を下田市中の県内田総合庁舎で開いた。県が各種対応を報告し、帰国者・接触者相談センター(帰接センター)連絡先の周知などを呼び掛けた。観光客に体調不良があった場合の感染防止策の手順も確認した。

海水浴場開設を前に、ルール作りや情報交換を目的に実施した。6月30日には各首長のほか医療関係者や消防など50人が集まり、対応を協議していた。賀茂保健所が観光客の体調不良時の対応を報告した。原則として帰接センターに連絡し、
た上で帰宅してもらうという。PCR検査を受けた場合は車で帰宅できる人は帰宅、公共交通機関利用者は結果が出るまでの間を自らが確保したホテルなどで待つことになる。
本間善之・保健所長は「安全安心の海水浴のため体制を整え、帰接センターなど県と接センターなどで県と努力したい」と話した。山口武史・賀茂地域局長は「土地勘のない観光客に向け海水浴場での相談先の周知を市町に頼みたい」とし、海岸の看板や掲示物に積極的に電話番号を記載するよう求めた。帰接センターの問い

合わせは(電0550)5
371(0561)へ。

新型コロナウイルス感染症に係る国、県、市町の経済対策を中心とした対応

	国	県	賀茂1市5町
1月	1/30 新型コロナウイルス感染症対策本部設置(閣議決定)、WHO「国際的な緊急事態」を宣言		
2月	2/27 全国の小中高校に臨時休校要請の考え公表	2/7(賀茂)河津桜まつりにおけるコロナ対策検討会 2/17 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部設置、第1回本部員会議 2/28 第2回本部員会議	
3月	3/13 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法成立(14日施行) 3/24 オリンピック一年延期 3/26 新型コロナウイルス感染症対策本部設置(特措法の規定に基づく)	3/2 第3回本部員会議 3/12 静岡県新型インフルエンザ等対策本部運営要領改正 3/12 (賀茂)賀茂地域新型コロナウイルス対策連絡会議 3/17 令和2年度当初補正予算 24億円 ・病床確保、制度融資拡大、観光誘客需要喚起 3/26 第4回本部員会議開催 ・県対策本部設置(法定本部に切替え)	3/10 ★観光協会へ補助金 3500万円(西伊豆町)
4月	4/7 7都府県に緊急事態宣言発令、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定 4/16 全都道府県に緊急事態宣言発令 4/30 令和2年度1次補正予算 26兆円 ・地方創生臨時交付金1兆円、GoToキャンペーン1.7兆円 ・持続化給付金(中小企業等200万円、個人事業者100万円)	4/1 第5回本部員会議開催、4/8 第6回本部員会議開催 4/8 (賀茂)静岡県新型コロナウイルス対策賀茂方面本部設置 4/9 (賀茂)第1回方面本部員会議 4/10 (賀茂)第2回方面本部員会議 4/12 (賀茂)方面本部による検体搬送体制開始 4/17 第7回本部員会議 ・特措法に基づく外出及び催物等開催の自粛要請 4/20 (賀茂)方面本部指令班員による検体搬送体制開始 4/21 令和2年度4月補正予算 260億円 ・ホテル借上、相談窓口増設、学校等支援 4/23 第8回本部員会議 ・休業要請と支援策実施決定 4/23 (賀茂)第3回方面本部員会議 4/28 令和2年度4月補正予算(追加) 70億円 ・休業要請支援、市町休業要請支援	4/7 市町対策本部設置 ●特別定額給付金 一人10万円 ●市町独自の休業要請の実施等(別紙のとおり) ●県融資制度利用事業者へ利子補給 ●地方税の徴収猶予等 ●水道料金の支払い猶予 ★大学生等に一人2万円、小中学校の一学期中の給食費を免除、雇用調整助成金に係る緊急支援融資利子補給(東伊豆町) ★町内小規模商工業者に10万円(河津町) ★漁師によるオンラインワークショップ(南伊豆町) ★電子通貨導入、商工会へ補助金2500万円、温泉料金の減免(西伊豆町)
5月	5/4 緊急事態宣言の期間延長 5/14 緊急事態宣言の対象区域から39県を除外 5/21 緊急事態宣言の対象区域から3府県を除外 5/25 緊急事態解除宣言 「移行期間における都道府県の対応について」を通知(段階的緩和の目安を提示)	5/5 第9回本部員会議 ・新しい生活様式、「バイ・シズオカ」の推進 5/15 第10回本部員会議 ・自粛要請解除、ふじのくにシステム導入 5/18 (賀茂)第4回方面本部員会議 5/19 令和2年度5月補正予算 10億円 ・休業要請支援、市町休業要請支援 5/20 令和2年度5月補正予算(追加) 1億円 ・議員報酬削減、コロナ基金積立、医療従事者手当 5/29 第11回本部員会議 ・行動制限要請と段階的緩和	5/18 全町民に1万円分の電子通貨(西伊豆町) 5/25 法定の市町対策本部廃止(6市町とも法定ではない任意の対策本部は継続) ●新型コロナウイルスを踏まえた避難所運営訓練(西伊豆町5/27、東伊豆町6/15、松崎町6/16、南伊豆町6/17、下田市6/29)
6月	6/12 令和2年度第2次補正予算 32兆円 ・地方創生臨時交付金2兆円、雇用調整助成金引上、テナント家賃支援	6/1 方面本部要員による軽症者搬送体制開始 6/11 令和2年度6月補正予算 572億円 ・交通事業者支援、ふじのくにライフスタイル創出 6/14 県と6市町長、医療関係者等による対策会議 6/16～【県民対象】県内観光促進キャンペーン「バイ・シズオカ～今こそ！静岡！！元気旅！！！」 6/30 令和2年度6月補正予算(追加) 25億円 ・病床確保、設備整備助成 6/30 賀茂地域医療協議会新型コロナウイルス感染症対策部会	6/1 ★静岡・山梨県民に宿泊補助(西伊豆町) 6/3 ★児童手当受給者に3万円(南伊豆町) 6/28 ★プレミアム商品券発売(河津町)
7月	7/22～Go to Travel(宿泊費半額補助)	7/14 賀茂地域新型コロナウイルスに係る市町長会議 ・夏季の観光シーズンへの対応協議 7/14～【静岡、山梨、長野、新潟県民対象】県内観光促進キャンペーン「バイ・シズオカ～今こそ！静岡！！元気旅！！！」 7/22 第12回本部員会議 ・警戒レベル3「県内注意(一部警戒)、県外警戒」 7/28 第13回本部員会議 ・警戒レベル4「県内警戒、県外警戒」	【今後の予定】 ★下田がんバル開催事業、ワーケーション環境整備、中小企業販売力強化支援(下田市) ★プレミアム工事券(河津町) ★誘客広告宣伝、学校等に空気清浄機(南伊豆町) ★プレミアム商品券(松崎町) ★マイナポイント上乗せ、誘客支援事業宿泊クーポンの発行(西伊豆町)

賀茂6市町休業要請に伴う協力金支払い制度一覧表

別紙

	県協力金制度					市町独自制度（バー、キャバ、ライブハウス、パチンコ、スポクラ等の県協力金制度対象業種を除く）										
	第1弾【4月25日～5月6日まで】					第2弾【5月6日～5月17日まで】			第1弾				第2弾			
	バー、キャバ、ライブハウス、パチンコ、スポクラ等					映画館、車校、美術館、生活必需品以外店舗、学習塾等除く										
	協力金 (県市町合計)	間接 補助	県協力金	市協力金 上乗せ	市協力金 対象業種	協力金 (県市町合計)	県協力金	市協力金 上乗せ	協力金 (市町単独)	対象業種	休業期間	予算額 (千円)	追加 協力金	休業期間 (対象業種・地域)	予算額(千円) (対象件数)	
下田市	20万円	—	20万円	なし	—	20万円	20万円	なし	定額20万円	宿泊業 (ホテル・旅館・ペンション・民宿等) 観光施設 (水族館・ロープウェイ等) マリンレジャー業、飲食業、遊漁船業	4月29日～ 5月6日 (8日間)	100,000	なし	なし	なし	
東伊豆町	20万円又は (40万円)	○	20万円	20万円	スナック、 バーのみ 上乗せ	20万円	20万円	なし	定額20万円	夜間営業している飲食店 (居酒屋、料理店、喫茶店)	4月25日～ 5月6日 (12日間)	41,000	なし	なし	なし	
									定額20万円	宿泊(業)施設 (床1,000㎡以下集会の用に供する部分、客室) 観光・レジャー施設 (博物館、美術館、水族館、動物園、植物園等) 床1,000㎡以下、遊漁船、ダイビング業	4月27日～ 5月6日 (10日間)		なし	なし	なし	
河津町	20万円	—	20万円	なし	—	20万円	20万円	なし	定額20万円	宿泊(業)施設 (床1,000㎡以下集会の用に供する部分、客室) 観光施設 (博物館、美術館、水族館、動物園、植物園等) 床1,000㎡以下、飲食(業)店	4月29日～ 5月6日 (8日間)	30,000	10万円	5月9日～ 5月17日 (対象業種 : 変更なし)	15,000 (150件)	
南伊豆町	20万円	—	20万円	なし	—	20万円	20万円	なし	定額20万円	宿泊(業)施設 (床1,000㎡以下集会の用に供する部分、客室) 観光施設 (博物館、美術館、水族館、動物園、植物園等) 床1,000㎡以下、飲食業、遊漁船、渡船業、ダイビング業	4月29日～ 5月6日 (8日間)	50,000	なし	なし	なし	
松崎町	20万円	—	20万円	なし	—	20万円	20万円	なし	定額20万円	宿泊(業)施設 (床1,000㎡以下集会の用に供する部分、客室)、 飲食店、遊漁船、ダイビングショップ	4月25日～ 5月6日 (12日間)	26,000	10万円	5月8日～ 5月17日 (対象業種 : 変更なし)	13,000 (130件)	
西伊豆町	20万円	—	20万円	なし	—	20万円	20万円	なし	1次(均等割) 10万～50万円 2次(実績割) ①宿泊 月平均※×40%×5千円 ②商店 平均売上額※の70% ※前年4～5月の売上1か月	宿泊(業)施設 (床1,000㎡以下集会の用に供する部分、客室) 観光農園 (床1,000㎡以下、屋外) その他観光サービスを提供する業種(床1,000㎡以下) 飲食店、釣り船、遊覧船、スクーバダイビング 上記に納品する仕入れ業者等	4月11日～ 5月6日 (26日間)	200,000	20万円	5月17日まで (対象業種 : 変更なし)	26,000 (130件) 第1弾予算の範囲 内(収容人数100 人以上の宿泊施設 は、追加協力金は 無し。)	

「自治体戦略 2040 を受けた賀茂地域のすがたを踏まえた今後の取組」の状況

大分野	前回までの賀茂地域広域連携会議の検討状況	第32次地方制度調査会答申	県（行政経営研究会）・市町の活動等	第25回賀茂地域広域連携会議
人口減少と 財政運営	共通の電算システムの導入検討 →国の動向を注視	地方行政のデジタル化を進めることが喫緊の課題で、「国・地方を通じた行政のデジタル化」「AI等の活用」を提案	県行政経営研究会 ICT 利活用部会において、国などの動きを踏まえながら、デジタル行政を推進するための調査検討実施（ICT 政策課）	人口動態の状況（人口数、高齢化率、出生児数の状況の推移）
	独自課税の導入を検討→各市町で対応	—	—	—
子育て ・教育	広域での学校再編（組合立学校の設立等） →南伊豆町長「組合立学校に移行する要件」の質問があり、「県内における組合立学校の状況」を報告 →賀茂地域教育振興方針に「学校統合に付随する課題の解消や小規模学校の活性化などに係る情報共有、研究を推進」を記載	—	静岡県 ICT 教育推進協議会の設立（教育政策課）	—
	学校施設活用による持続可能なコミュニティの実現 →西伊豆町長から「空いた公共施設に対する県の考え方」の質問があり、「公共施設の課題と対応」を報告 →賀茂地域教育振興方針に「空き教室、廃校等の有効活用の推進、研究、情報共有」を記載	—	—	—
医療・ 介護	介護予防への注力 →賀茂地域健康寿命延伸等協議会で対応	—	—	—
	外国人労働者の検討 →東伊豆町長は特定技能「宿泊業」研修会の要望があり、特定技能制度分野別説明会を実施（2/26 開催、25 人参加）	—	—	—
公共施設 ・道路	公共施設のエリアごとのあり方 ・長寿命化を推進 ・エリアごとの施設の在り方（施設総量の適正化） →第30回幹事会で協議し、ワーキンググループは見送り →下田市民文化会館の利用申請者の市町別内訳を報告	インフラの老朽化、利用者の減少に伴う維持管理コストの増大や、技術職員、ICT 人材等の専門人材の不足の深刻化に対応し、他の地方公共団体と連携し、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的	行政経営研究会 FM 研究会において、個別施設計画の策定・運用の改善に係る研究、公共施設官民連携プラットフォームを開催（ふじのくに官民連携実践塾）	—
し尿処理・ 生活排水	賀茂地区汚水処理連絡会による検討の開始 →賀茂地区汚水処理連絡会で対応（8/21、11/7、1/9 開催）	—	広域化・共同化計画（案）について、広域連携メニューごとに各市町の意見を整理し、メニューごとのスケジュールと内容について作成中（生活排水課）	—
公共交 通機関	地域公共交通の活性化の検討 ・交通事業者と連携して地域の公共交通の活性化について検討 ・MaaS など ICT を活用した公共交通機関の実現 →「南伊豆・西伊豆公共交通活性化協議会」及び「東伊豆・中伊豆公共交通活性化協議会」で対応	—	公共交通の維持を図るため、県内に緊急事態措置が行われた間も運航を継続した交通事業者に対し、運航に係る経費を助成する制度を創設（地域交通課）	—
空間管理 ・防災	集落支援員・地域おこし協力隊制度拡充の検討 →集落支援員活用について、今後は必要に応じ対応していく。 （令和2年度県内状況：静岡市8人、浜松市3人、小山町2人）	—	—	—
	—	コロナ禍で「新たな日常」を作り上げていく中、2040年頃にかけて生じる資源制約等に的確に対応できるようにデザインし直す好機と捉える視点が重要	県行政経営研究会において、コロナ禍で推進が求められているテレワーク、ペーパーレスについて令和2年度新規テーマとして取り組む。	—
教育専門 部会	賀茂地域教育振興方針の改訂を書面審議で承認	—	教育専門部会（7/8）	書面審議結果報告、専門部会の報告 賀茂キャンパス活動、静大東部サテライト開設報告
コロナ対応	—	—	賀茂地域医療協議会新型コロナウイルス感染症対策部会（6/30）、賀茂地域新型コロナ市町長会議（7/14）	医療対策における県や市町の対応及び予算措置等
	—	—	伊豆半島5商工会と東部・賀茂地域局の懇話会（5/15）	経済対策における県や市町の対応及び予算措置等
水道	—	—	県行政経営研究会において水道広域化年間スケジュールを発表、賀茂地域は令和3年度に実施予定	賀茂地域における現在までの活動成果と今後の活動の予定
ごみ処理	—	—	賀茂地域（1市3町）広域ごみ処理施設整備の検討	1市3町（下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）の検討状況及び2町（東伊豆町、河津町）の状況

令和 2 年 7 月 30 日

第 32 次地方制度調査会答申

(賀茂地域局)

1 主旨

政府の第 32 次地方制度調査会は、6 月 26 日に、人口減少が深刻化する 2040 年頃を見据えた地方行政のあり方に関する答申を示した。

複数市町による「圏域」単位での行政制度の法制化については記載を見送った。

答申では、地方行政のデジタル化、公共私連携、地方公共団体の広域連携、地方議会の 4 つのテーマについて対応策を示しており、小委員会での資料では、賀茂地域における広域連携の取組が紹介され、答申では賀茂地域の取組を念頭に置いた記述もあり、全国の先進事例として認知された。

2 地方公共団体の広域連携

<基本的な考え方>

- ・市町において、住民の生活機能の確保、地域の活性化・経済成長、地域社会を支える次世代の人材の育成、持続可能な都市構造への転換、技術やデータを活用した都市・地域のスマート化の実現など必要に応じ、広域的に取り組むことが有効。
- ・これらの取組は、地域の実情に応じ、自主的な取組として行われるものであり、市町間の広域連携、**県による補完・支援など、多様な手法**の中から選択することが適当。

<県による補完・支援の役割>

- ・県は、市町の自主性・自立性を尊重するという関係が基本。
- ・県は、市町間の広域連携が円滑に進められるよう、市町の求めに応じ、また、市町間の広域連携が困難な場合には、自ら補完・支援の役割を果たしていくことが必要。
- ・県は、「地域の未来予測」の整理の支援等を通じて、地域の変化・課題の見通しを市町と共有することが重要であり、個々の市町の規模・能力、市町間の広域連携の取組の状況を踏まえ、きめ細やかに補完・支援を行う役割を果たしていくことが必要。

<県による補完・支援の手法>

- ・手法については、事務の委託、事務の代替執行等に加え、小規模市町が多い県で積極的な取組が見られるように、法令上の役割分担は変更せず、県と市町が一体となって行政サービスを提供する協働的な手法が考えられる。
- ・この場合、市町の権限と責任が不明確になり、自主性・自立性を損ねることの内容、県と市町間の役割分担の合意を明確化しておくことが重要であり、連携協約の適切な活用も考えられる。



賀茂地域の現状①

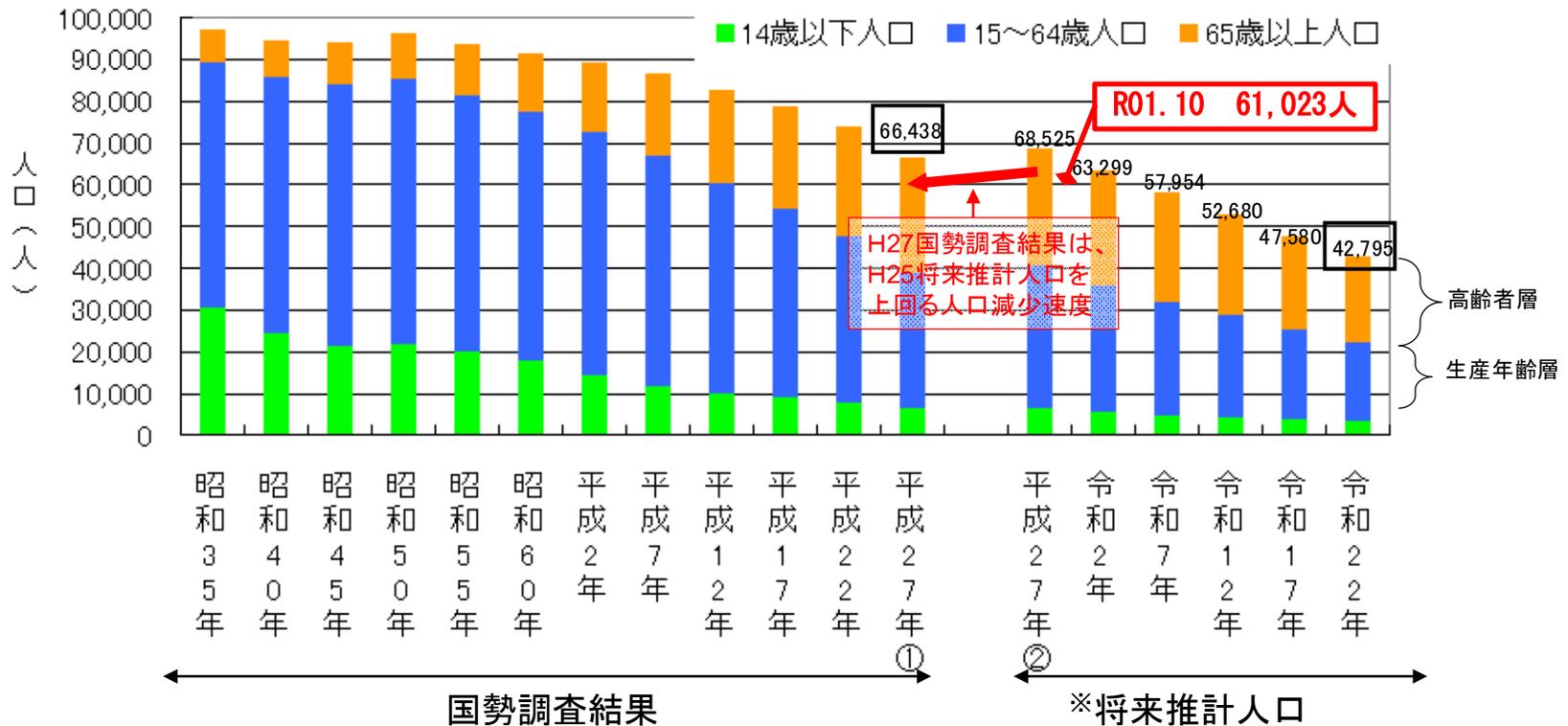
資料 6 - 3

一年齢別人口とH25将来推計人口



平成25年将来推計人口による賀茂地域の人口は、令和22年に42,795人となっており、平成27年の国勢調査結果の66,438人より23,693人の減少となっている。

＜賀茂地域内人口と年齢3区分別人口割合の推移＞



※ 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月)の推計結果



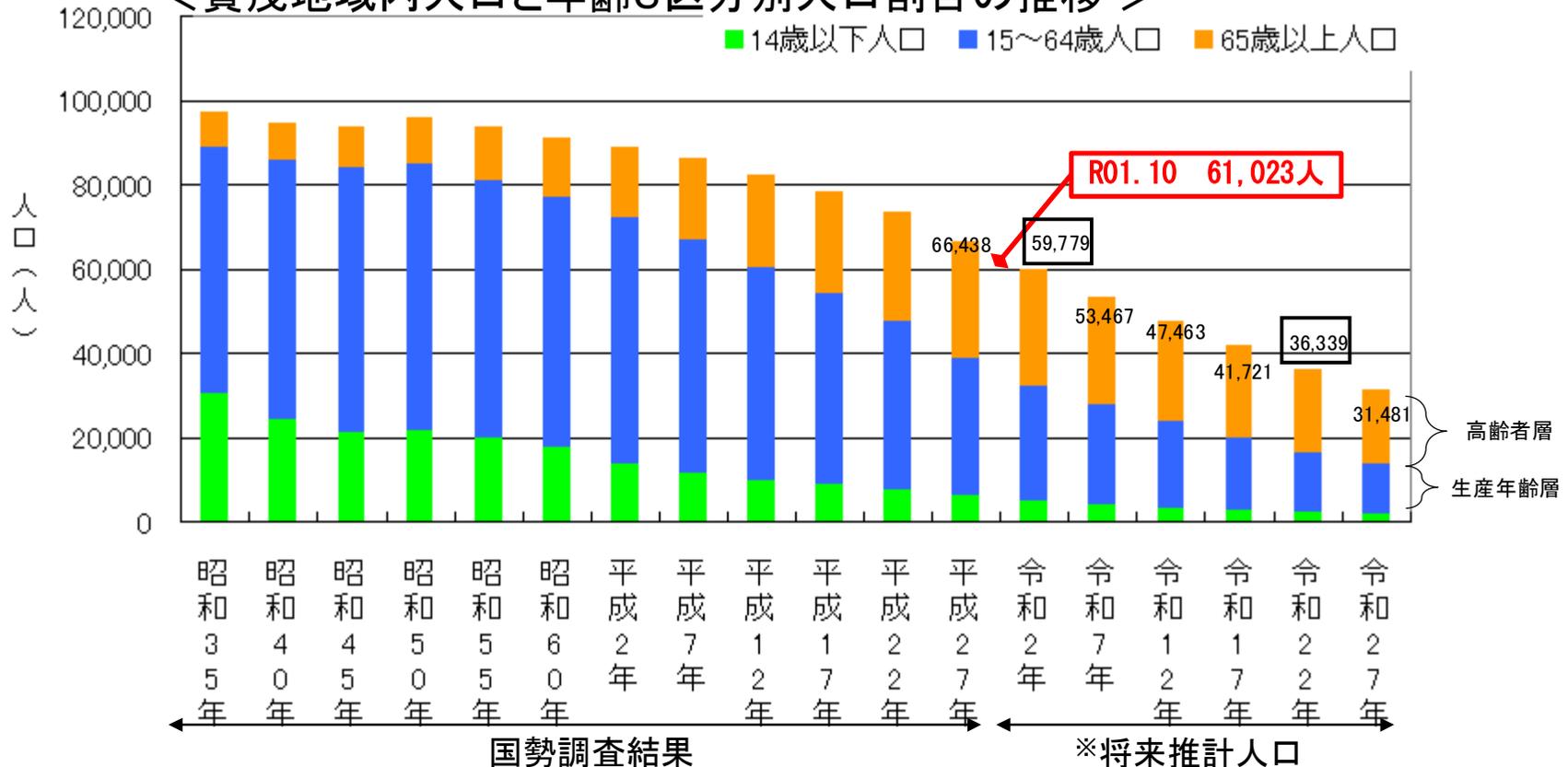
賀茂地域の現状②

一年齢別人口とH30将来推計人口



平成30年将来推計人口による賀茂地域の人口は、平成25年推計よりも更に減少しており、令和2年が63,299人から59,779人に、令和22年が42,795人が36,339人に減少している。また、令和元年10月1日時点の人口が、61,023人となっており、推計人口の推移のとおり減少している。

＜賀茂地域内人口と年齢3区分別人口割合の推移＞



※ 国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年)の推計結果

賀茂地域の現状③

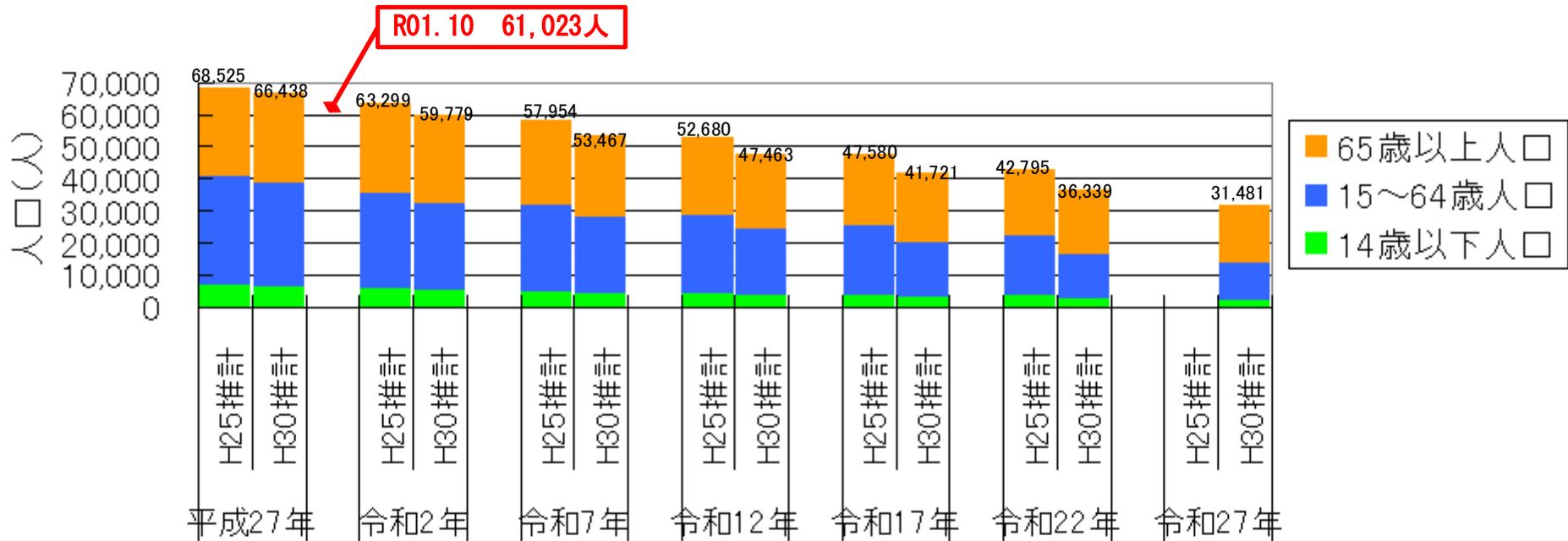
—H25・H30将来人口推計の比較—



ポイント

平成30年将来人口推計は、平成25年将来人口推計より更に人口減少が進む結果となっている。
年齢3区分別人口割合については、15～64歳人口の生産年齢層の減少が顕著である。

賀茂地域の将来推計人口(年齢3区分別人口割合) (H25推計・H30推計比較)



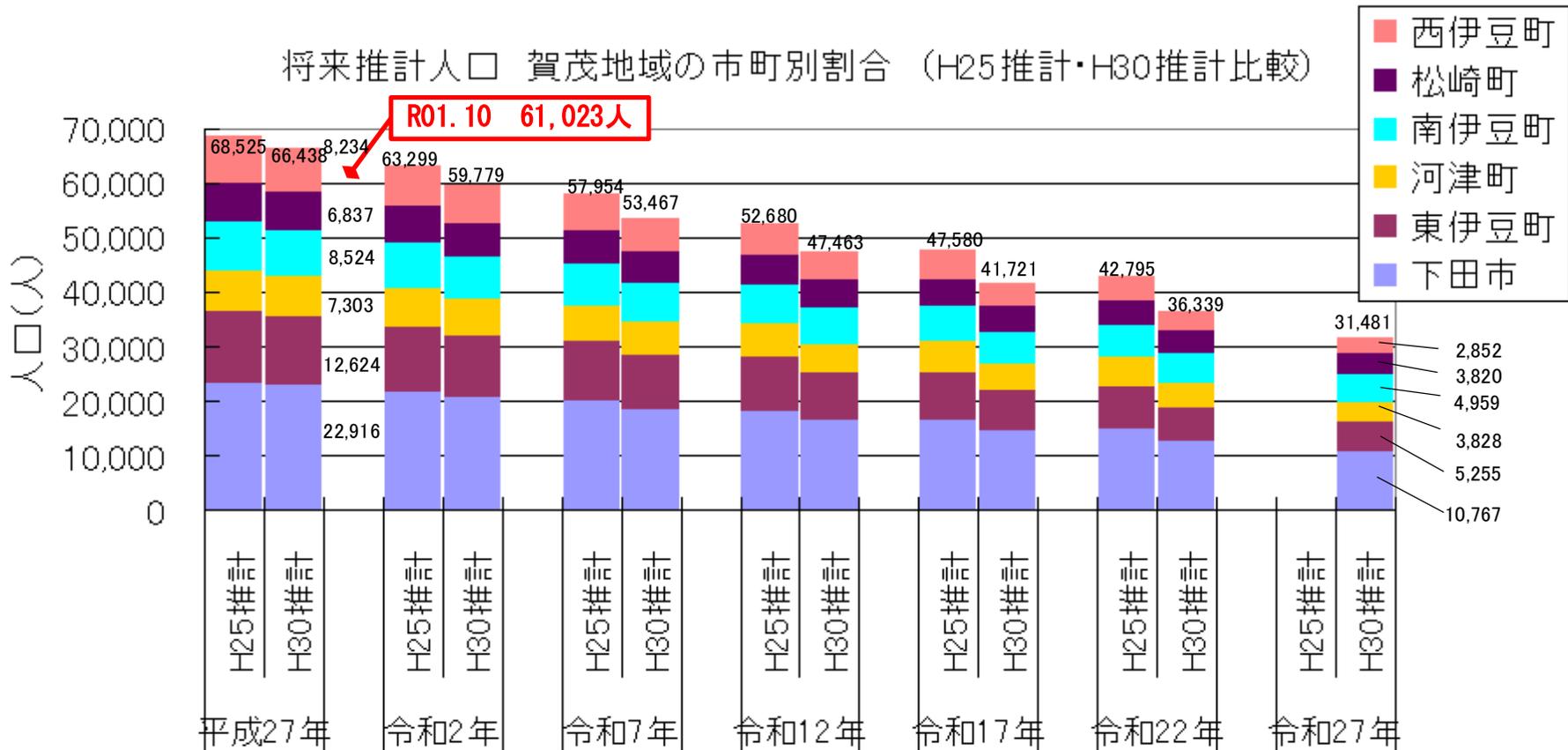
※ 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月及び平成30(2018)年)の推計結果

賀茂地域の現状④

—H25・H30将来推計人口の比較—



平成25年将来推計人口及び平成30年将来推計人口における賀茂地域の1市5町別を示したものである。令和27年には、下田市10,767人(対H27年47%)、東伊豆町5,255人(42%)、河津町3,828人(52%)、南伊豆町4,959人(58%)、松崎町3,820人(56%)、西伊豆町2,852人(35%)となっている。



※ 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月及び平成30(2018)年)の推計結果



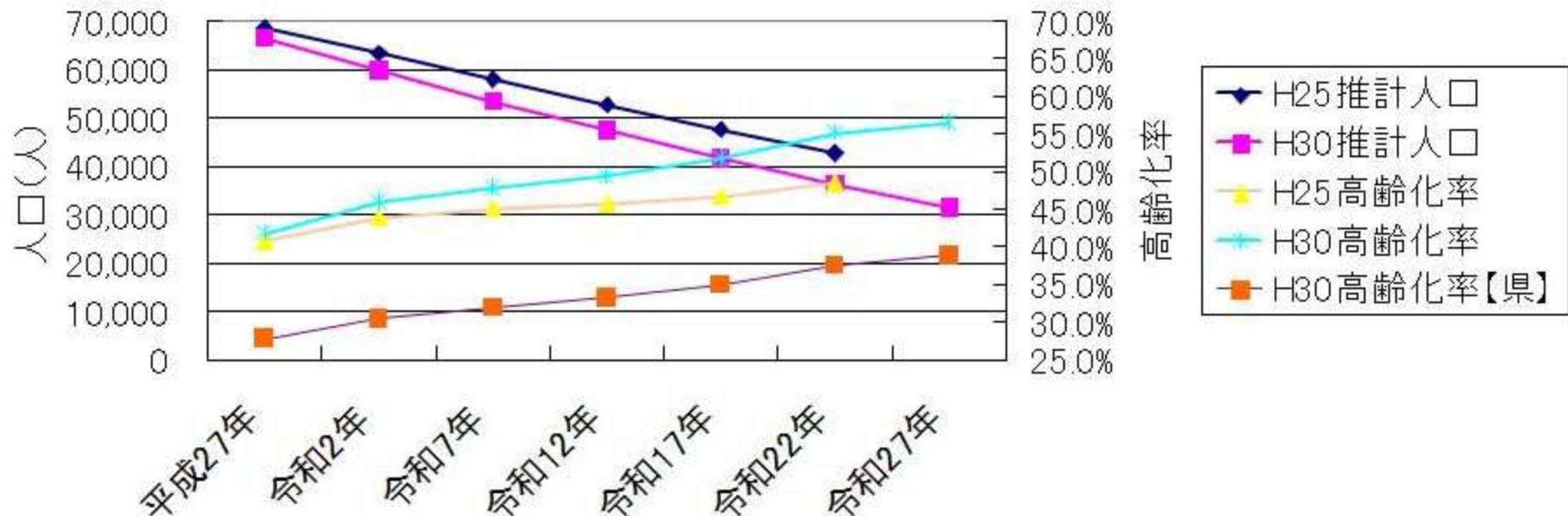
賀茂地域の現状⑤

—H25・H30将来推計人口の比較—



平成25年将来推計人口及び平成30年将来推計人口による高齢化率を比較すると、平成25年推計では令和22年に約48%となることに対し、平成30年推計では、令和12年で約49%となっており、高齢化率の進行が10年以上早まっている。
直近の高齢化率の実績値は、^⑳43.0%、^㉑44.0%、^㉒44.8%、^㉓45.7%となっている。

賀茂地域の将来推計人口・高齢化率 (H25推計・H30推計比較)



※ 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月及び平成30(2018)年)の推計結果



伊豆はひとつ
伊豆半島ジオパーク

賀茂地域の現状⑥

—H25・H30将来推計人口の比較—

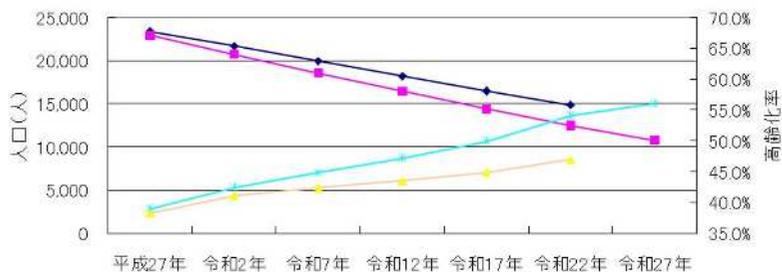


ポイント

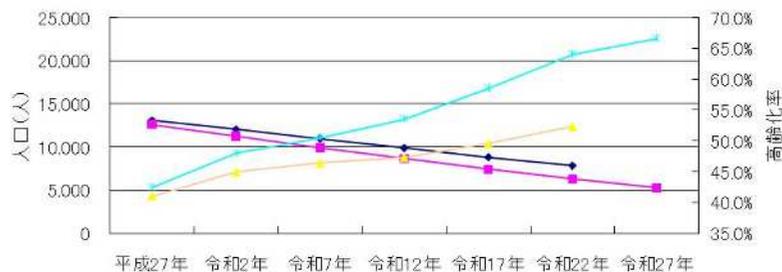
平成25年将来推計人口及び平成30年将来推計人口による賀茂地域の高齢化率の1市5町別を示したものである

- ◆ H25推計人口
- H30推計人口
- ▲ H25高齢化率
- ✦ H30高齢化率

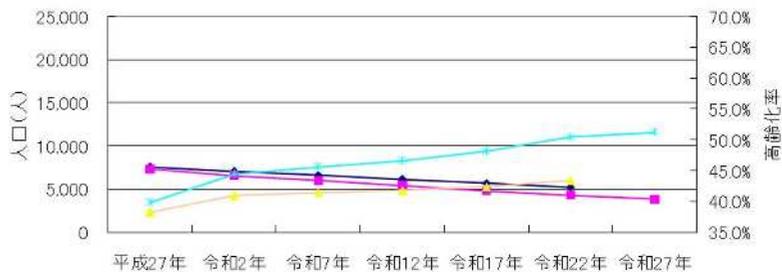
下田市の将来推計人口・高齢化率（H25推計・H30推計比較）



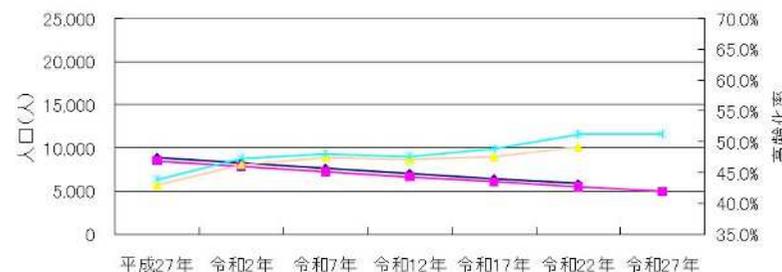
東伊豆町の将来推計人口・高齢化率（H25推計・H30推計比較）



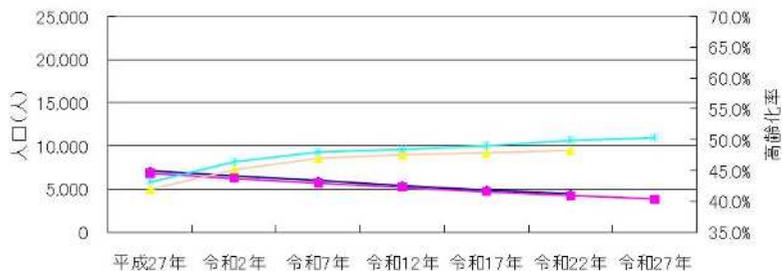
河津町の将来推計人口・高齢化率（H25推計・H30推計比較）



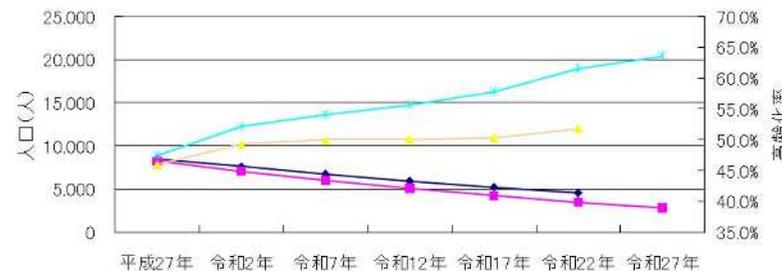
南伊豆町の将来推計人口・高齢化率（H25推計・H30推計比較）



松崎町の将来推計人口・高齢化率（H25推計・H30推計比較）



西伊豆町の将来推計人口・高齢化率（H25推計・H30推計比較）



※ 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月及び平成30(2018)年)の推計結果

賀茂地域の現状⑦

－出生児数と将来推計－



ポイント

平成30年将来推計人口による賀茂地域の出生数見込は、令和8～12年において、年平均179.2人であり、令和23～27年において、年平均117人となっている。

平成28年から令和2年の年平均値と令和元年出生数を比較すると、既に全ての市町で平均値を下回っている。

市町名	出生児数										H30将来人口推計による出生児数見込					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	平成28～令和2年の年平均	令和3～7年の年平均	令和8～12年の年平均	令和13～17年の年平均	令和18～22年の年平均	令和23～27年の年平均
県計	32,689	32,041	31,477	31,146	29,732	29,254	28,678	27,097	26,125	24,841	27,572.4	24,812.2	23,556.2	22,477.0	21,189.4	19,956.0
管内計	396	380	372	353	321	298	287	243	252	227	267.6	213.2	179.2	156.8	136.4	117.0
下田市	145	146	133	129	120	114	125	102	105	81	99.8	78.0	64.8	54.2	46.0	38.2
東伊豆町	64	60	60	68	58	43	43	38	36	33	39.8	29.6	23.4	18.0	13.8	11.0
河津町	52	39	62	49	55	46	29	32	25	35	36.6	30.2	25.4	24.6	21.8	20.2
南伊豆町	49	61	45	34	42	42	29	32	37	37	39.4	33.2	30.4	28.8	26.2	23.0
松崎町	45	37	35	37	26	29	29	24	30	18	28.6	24.6	22.2	20.8	20.0	17.6
西伊豆町	41	37	37	36	20	24	19	18	24	23	23.4	17.6	13.0	10.4	8.6	7.0

出生児数：「市区町別推計人口動態表」県経営管理部統計調査課

(注)前年10月1日から当該年9月30日までの出生児数を計上

出生児数見込：国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年)の推計結果

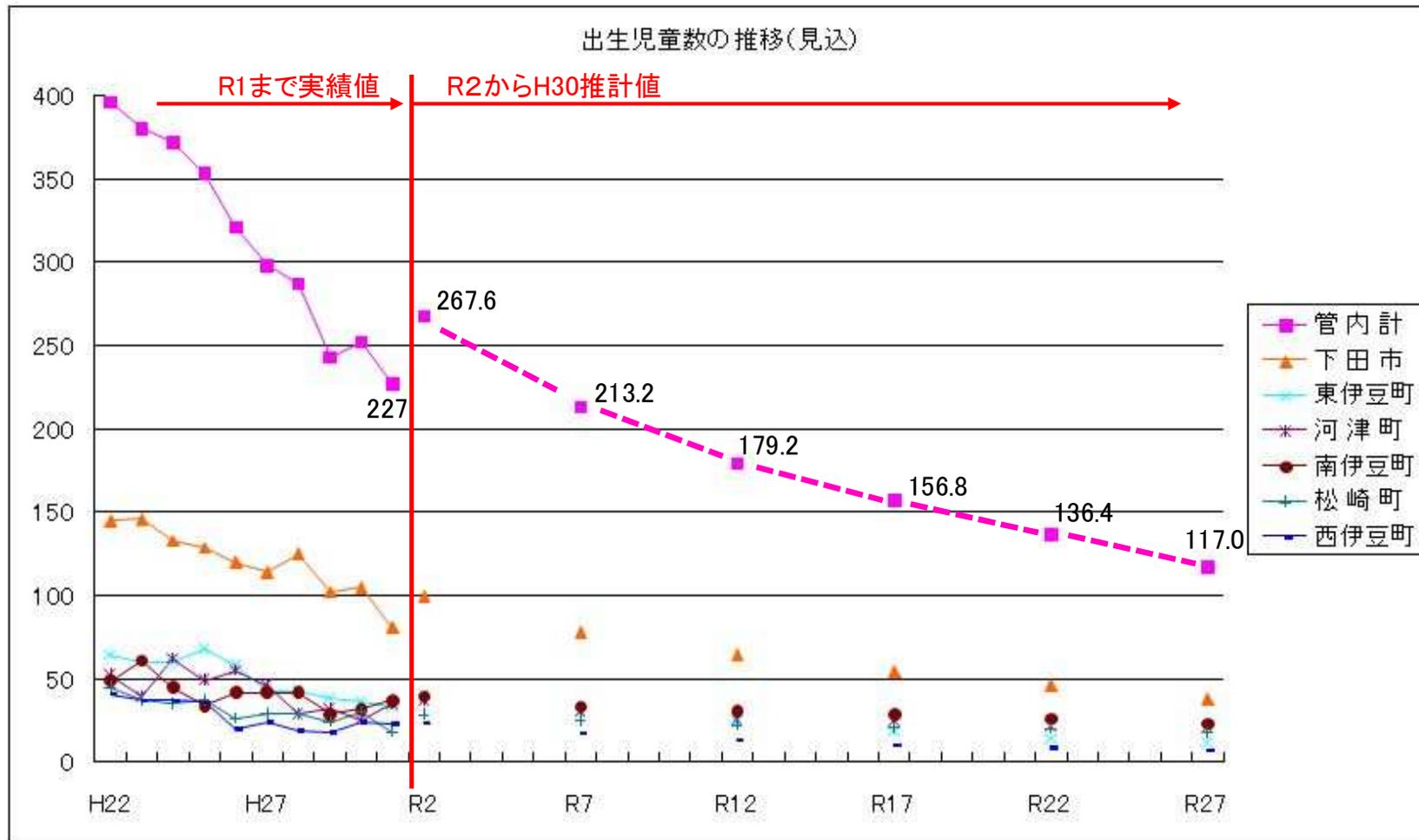
(注)「5年ごとの0～4歳の人数」/5年により平均人数を算出

賀茂地域の現状⑧

－出生児数と将来推計－



賀茂地域の出生数の実績と平成30年将来推計人口による出生数の将来推計のグラフである。



出生児数見込: 国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年)の推計結果
(注)「5年ごとの0～4歳の人数」/5年により平均人数を算出

静岡県ごみ処理広域化の推進

(環境局廃棄物リサイクル課)

1 要 旨

人口減少の進展による、一般廃棄物排出量の減少、処理施設（能力）の余剰の増加、非効率的な施設運営等の課題に対応するため、環境省の方針を踏まえながら、市町と連携のもと、県が広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化及び処理施設の集約化を推進する。

2 概 要

(1) 本県の人口推計

30年後に20%の減少が見込まれる。

2015年（平成27年）：3,700千人 → 2045年（令和27年）：2,942千人（▲20%）

(国立社会保障・人口問題研究所による試算)

(2) ごみ処理広域化の検討の必要性

人口減少に伴い、ごみ排出量の減少が見込まれることから、処理施設の新設や更新に当たって近隣市町との共同処理のメリットを検討し、広域処理を支援していく必要がある。

環境省は、平成31年3月の「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」により、全都道府県に令和3年度末までに計画を策定するよう通知している。

○現状 <2017年度（平成29年度）現在>

- ・一般廃棄物の焼却施設処理量（1日当たり） 2,931 t/日
 - ・県内焼却施設の処理能力（1日当たり） 5,808 t/日（39施設）
- 39施設の規模別内訳
100 t/日未満（17施設）、100～300 t/日未満（16施設）、300 t/日以上（6施設）

○環境省の方針

- ・計画期間は原則10年（20～30年後の人口及びごみ排出量を予測、考慮）
- ・環境省通知では、発電等のエネルギー利活用の観点から焼却施設は、100 t/日以上、既に100～300 t/日未満の施設についても300t/日以上の集約化の検討を明示
- ・施設整備に活用できる国の循環型社会形成推進交付金の交付対象は、人口5万人以上又積400km²以上の市町、一部事務組合等（半島・過疎地域を除く。）

(3) 県の対応

県計画の策定（令和3年度末）に向け、処理主体である市町と連携し、市町との合意形成を図りながら、調査・検討を行う。

<全体計画>

令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・市町との合意形成に向けた調整（意向調査等） ・広域化シミュレーション（ごみ排出量予測、集約化規模、収集範囲、経済性の試算等） ・広域化計画素案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町との調整及び広域化計画素案修正 ・パブリックコメント ・広域化計画（成案）策定

3 市町及び一部事務組合への依頼事項

県と市町が共同して広域化計画を策定・推進することが必要であるため協力をお願いしたい。

南伊豆地域におけるごみの広域処理の動き

(環境局廃棄物リサイクル課)

1 概要

ごみ処理施設の老朽化に伴い、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の1市3町において、ごみ処理の広域化の検討を行っている。

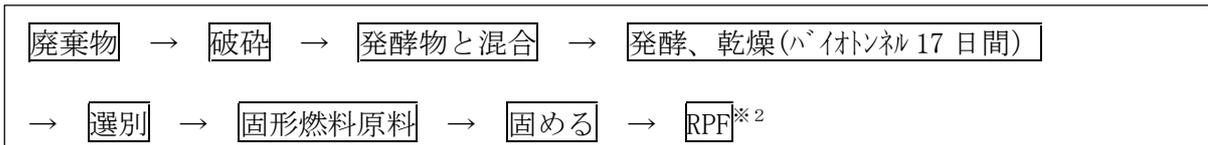
現在、処理方式について、焼却とごみを固形燃料（RPF）化するトンネルコンポスト方式（※1）の両方を検討中であり、市町単独で整備した場合と共同で整備した場合のそれぞれを試算し、年内に各市町の参加の有無が決定される。

2 現在の協議・検討状況

区分	内容
設置場所	下市内（現下田市ごみ処理施設敷地内で調整中）
事務主体	一部事務組合設立で調整中
設置・運営主体	検討中（公設公営・公設民営・民設民営）
処理方法	焼却方式又はトンネルコンポスト方式で調整中 <トンネルコンポスト方式導入の課題> ・施設面積の確保（隣接する民地の確保可を検討中） ・RPFの受入先の確保（富士市の製紙会社に打診中）

・東伊豆町及び河津町は広域化済みのため参加意向なし（一組：東河環境センター）

（※1 トンネルコンポスト方式の概要）



※1 メリット（設置費や処理単価が安い等）、デメリット（災害廃棄物処理ができない等）

※2 RPF (Refuse Paper & Plastic Fuel)：乾燥した紙やプラスチックを主原料として固めたもので、固形燃料として利用される。

3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和2年 6月 コスト比較の試算調査費を計上（下田市6月議会にて議決）
- ・令和2年 12月 広域処理への参加、不参加の決定
- ・令和3年度中 参加市町における基本構想、地域計画の策定
- ・令和9年度 稼働

4 県の対応

- ・今後も、検討会に賀茂健康福祉センターがオブザーバー出席し情報収集を続けるとともに、必要に応じて助言や参考となる情報提供等を行う。

（参考）静岡県ごみ処理広域化計画の策定（新規事業）

- ・本県の20～30年後の人口減少の進展等を踏まえ、一般廃棄物の処理主体である市町と連携し、県全体のごみ処理広域化計画の策定（令和3年度末）に向けて調査・検討を進めている。（環境省は全都道府県に令和3年度末までにごみ処理の広域化計画を策定するよう平成31年3月に通知）

ごみ処理広域化 12月に参加判断

伊豆南部4市町

下田市は14日、市議会全員協議会で、同市が事務局となり、南伊豆、松崎、西伊豆の3町と進めているごみ処理広域化協議について、各市町の広域化参

加への賛否決定が今年12月にずれ込む見通しとなったと明らかにした。

4市町は、新たな広域処理施設建設について、従来の焼却方式に加え、ごみを固形燃料化する「トンネルコンポスト」の導入を含め、検討している。市によ

ると、トンネルコンポストを導入した際の施設建設場所や固形燃料の引受先などの検討に時間がかかっていると

いう。また市は今後、トンネルコンポストの運営コスト比較のため、調査を計上する方針も示している。

導入事例

香川県三豊市
 (バイオマス資源化センターみとよ)
 (株式会社エコマスター)

人口(人)

ごみ量(t/年)

68,216

15,659

※1 平成27年度一般廃棄物処理実態調査結果

※2 ごみ量：総排出量

処理能力	43.3 t/日
主要設備	バイオトンネル(6m W × 35m D × 5m H : 6本) バイオフィルター(約1700㎡ : 4基)
供用開始	平成29年4月
事業方式	民設民営(三豊市からの処理委託)



施設外観(株式会社エコマスター提供)

※環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金活用

概要

民設民営の施設である「バイオマス資源化センターみとよ」では、三豊市から処理委託を受け、市内の家庭系・事業系の可燃ごみを受け入れ、トンネルコンポスト方式で処理を行っている。

三豊市では、循環型社会形成推進、地球温暖化防止を念頭に、「ごみはすべて資源であり、処分するのではなく活かす」という立場から、資源が循環する社会、焼却処理量の最小化を実現する脱焼却システムについて検討を始め、トンネルコンポスト方式を採用した。

トンネルコンポスト方式は、バイオトンネルと呼ばれるコンクリートの密閉発酵槽で、強制通風によって好気性発酵する原理を利用し有機性廃棄物の発酵とその他の紙類等の乾燥処理を行っている。この方式は、生ごみ、紙類、紙おむつ等の混合ごみを処理できるため、従来の分別区分の変更が不要である。

微生物の発酵作用が最も活発になる好気的な環境をシステムが自動制御(温度・圧力・空気量等)し、効率的・確実な発酵による処理が行われる。

乾燥後に不適物の選別を行い、固形燃料原料として固形燃料製造工場へ販売している。

水道の広域化に向けた水道法の改正と県の取組

(経営管理部市町行財政課、くらし・環境部水利用課)

1 水道法の改正等

(1) 改正水道法 (H30.12.12 公布、R1.10.1 施行)

県 : 広域連携を推進するよう努めなければならない

市町 : 水道事業の基盤強化に努めなければならない

(2) 『水道広域化推進プラン』の策定要請通知 (H31.1.25)

県 : 『水道基盤強化計画』を見据え、令和 4 年度末までにプランを策定すること

市町 : プランを踏まえ、県とともに広域化に取り組むこと

※ プランに基づく広域化の経費については、地方財政措置を講ずる

(3) 国の『水道の基盤を強化するための基本的な方針』(R1.9.30)

県 : 『水道基盤強化計画』を策定し、実施すること

市町 : 県の施策に協力すること

2 県の取組

(1) 現在までの取組状況

ア 賀茂地域 1 市 4 町で財務会計システムのクラウド共同利用を開始 (H31.4~)

イ 令和元年度、県内全市町を対象に経営戦略のヒアリングを実施 (令和元年度末時点で 28 市町が経営戦略を策定済み)

- ・ 施設及び管路の耐用年数を延長して更新時期を先送りする計画が大半
- ・ 料金収入の減少分は、単純に水道料金の値上げで対応する計画が多い

ウ 令和 2 年度は、賀茂地区を除く駿豆圏域と大井川圏域の水道広域化シミュレーションを実施中

(2) 今後の予定

令和 4 年度末の『水道広域化推進プラン』の策定に向けて、令和 3 年度は賀茂地域を含む県内の残り 3 圏域での水道広域化シミュレーションを実施する予定

ア シミュレーションの実施に当たっては、平成 28 年度に実施した賀茂地域水道広域連携検討事業の結果を踏まえ、更なる連携の可能性について検証する。

イ シミュレーション実施の過程において、各市町の経営分析を行うが、その基礎となる経営戦略における課題対応案を検証し、賀茂地域の特性を把握すると共に、今後の経営戦略の見直しに向けた必要な指導を行う。

令和2年度静岡県水道広域化シミュレーション事業

(くらし・環境部水利用課)

1 事業の目的

総務省及び厚生労働省から、「水道広域化推進プラン」(以下「プラン」という。)の策定要請があり、本県では、県内を水系や地域ごとの実情を踏まえ5圏域に分け、プラン策定のための水道広域化シミュレーションを行う。

令和2年度は、駿豆圏域(賀茂地区を除く。)及び大井川圏域で水道事業のシミュレーションを実施する。

なお、シミュレーション結果は、各水道事業体に提示し、令和4年度末までのプラン策定や今後の水道事業の広域化に活用する。

2 委託期間

業務委託契約締結日(令和2年6月中旬)から令和3年3月16日まで

3 委託内容

(1) 各水道事業体の現状分析

(2) 各水道事業体の経営の将来見通し(将来推計)

(3) 圏域内の課題分析業務

各水道事業体の将来の課題を抽出し、その要因を分析する。

また、圏域ごとに、各水道事業体の課題を集約し、圏域としての特性や課題を分析・整理する。

(4) 広域化パターンの提案

各圏域の特性や課題を踏まえ、想定される広域化パターンを、実現性や期待される効果を考慮して、県へ提案する。

※ 提案を受けた広域化パターンについては、県から水道事業体に情報提供するとともに、行政経営研究会「水道事業の広域連携等」課題検討会地区別検討会(以下「地区別検討会」という。)で検討する。

(5) 広域連携シミュレーションの実施

水道事業体の意見等を反映した上で設定した広域化パターンごとに財政収支シミュレーションを実施し、単独経営と比較したシミュレーション結果を県へ提示する。

また、広域化パターンごとのシミュレーション結果を比較分析し、水道事業体の意見等を踏まえ、広域連携の方向性を整理する。

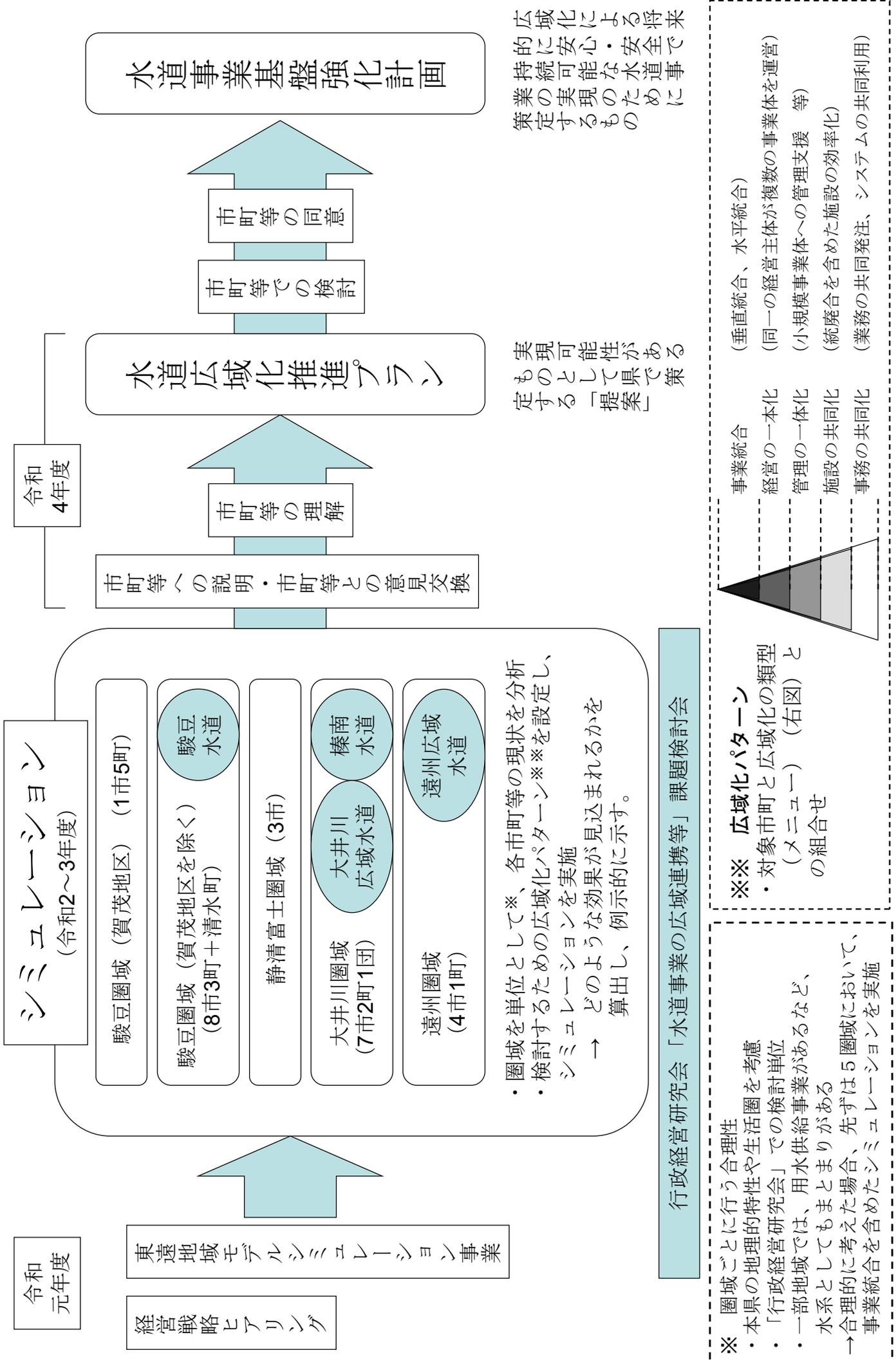
※ 県はシミュレーション結果の提示を受けた都度、関係する水道事業体間で検討を行い(パターンの組合せに即した地区別検討会を作業部会として開催)、条件等を変えた再シミュレーションを行いながら、シミュレーション結果をブラッシュアップする。

(6) 結果とりまとめ

各結果をとりまとめ、各水道事業体に情報提供するとともに、令和4年度のプラン策定を含めた今後の水道事業の広域化に係る検討に活用する。

※令和3年度の賀茂地区の水道広域化シミュレーションについても、同様の委託内容で進める予定です。

広域化に向けてのスケジュール



賀茂地域内各市町の水道ビジョン、経営戦略策定状況

(くらし・環境部環境局水利用課)

	水道ビジョン		経営戦略	
	策定年度	目標年度	策定年度	計画期間
下田市	平成26年度	令和5年度	平成30年度	10年
東伊豆町	平成29年度	令和10年度	平成30年度	10年
河津町	平成30年度	令和10年度	平成30年度	10年
南伊豆町	平成28年度	令和7年度	平成28年度	10年
松崎町	平成30年度	令和10年度	平成30年度	10年
西伊豆町	平成29年度	令和26年度	平成29年度	28年

若者定住専門部会

(賀茂地域局)

1 開催概要

日 時：第22回 令和 2 年 7 月 16 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分

2 報告事項

(1) 移住相談の状況

- ・当専門部会で平成29年度から着手した1市5町に基本情報の共有化（利便性の高い窓口づくり）及び1市5町の情報一元化パンフレットを活用した共同の移住相談会の開催等により、移住希望者からの問い合わせが、漠然とした「伊豆あたりで」から、個別の市町名とともに直接連絡が入る形に変化してきている。（最初の接触時の希望者の意向の整理が容易になった）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る影響は、緊急事態宣言発令や移動自粛要請により、4月から移住が決まっていた方などの予定が延期されたり、お試し移住住宅の運用を見合わせるなどで対応してきている一方、電話による相談は、7月に入り増加傾向にある。
- ・今後は、全国的に「大都市圏から地方へ人の流れが加速する」と期待する声もあるが、一次的な観測に惑わされることなく、移住希望者への相談対応や合同の移住相談会について、着実に進めていく。

(2) 高校生のKAMOマルシェ2020（概要）

新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら企画・調整していくことを確認。

開催時期	令和 2 年 10 月～11 月 ※今後調整
場 所	河津バガテル公園（河津町峰1073）
参加機関	管内 4 高校（下田高校、南伊豆分校、松崎高校、稲取高校）及び協力事業所、伊豆半島高校会議所、各市町及び県
実施内容	物販（賀茂地域の食材を使用した料理、菓子及び加工品並びに地場産農作物）、各高校のPRも兼ねた作品の展示、文化系部活等による発表・パフォーマンス
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・安全対策は、新型コロナウイルス感染症対策についてもしっかりと調整・登載する。・IZU CHALLENGER AWARDで提案されたコスプレイベントの同時開催についても併せて検討を行う。・バガテル公園主催イベント（大道芸や音楽イベント）との同時開催の提案があることから、併せて、検討を行う。

令和 2 年 7 月 30 日

賀茂地域における相談等の状況

(賀茂広域消費生活センター)

1 要旨

- ・233 件 (H30 年度比 87.6%。賀茂地区人口千人当たり 3.9 件) の消費生活相談を受け付けた。なお、人口千人当たり相談件数の県平均は 7.1 件であることから、当地区においては潜在的な相談需要があると思われる。
- ・あっせん等により約 483 万円を救済 (未然防止、被害回復) できた。
- ・704 人を対象に 14 回出前講座を実施。消費者教育を受ける機会が増えるとともに、消費生活センターの周知が進んでいる。

2 消費生活相談

(1) 市町別相談件数 (相談者住所)

年度	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	その他・不明	計	対前年度比
R 元	69	46	21	36	27	24	10	233	87.6%
H30	107	46	27	35	22	18	11	266	—

(2) 年齢別相談件数 (契約者)

年代	20 歳未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳以上	不明	計
件数	7	9	13	16	37	49	65	37	233
割合	3.0%	3.9%	5.6%	6.9%	15.9%	21.0%	27.9%	15.8%	100%

(3) 主な消費生活相談

件数の () は前年度

相談分類 (※)	主な相談の概要	件数
商品一般	ハガキによる架空請求	52件(80件)
放送・コンテンツ等	インターネット通販で購入したが商品が届かない	18件(24件)
インターネット通信サービス	光回線等インターネット接続契約の電話勧誘	17件(10件)
健康食品	お試し購入をしたが定期購入になっていた	13件(13件)
電気	電力自由化に伴う電気小売の電話勧誘	11件(24件)
役務その他	期間限定で無料の求人広告	11件(8件)
化粧品	お試し購入をしたが定期購入になっていた	8件(4件)
電報・固定電話	IP 電話の電話勧誘	8件(7件)
電話機・電話機用品	外出先から家電等を操作する機能に関する相談	5件(1件)
その他		90件(95件)
計		233件(266件)

※ 国民生活センターが定めている全国共通の分類に基づく(大分類)

(4) あっせん等による未然防止又は被害回復 (相談者住所)

(単位：千円)

区分	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	その他・不明	計
被害回復額	107	287	894	938	1,951	264	0	4,441
未然防止額	100	290	0	0	0	0	0	390
合計	207	577	894	938	1,951	264	0	4,831

(5) その他の取組

(太字は元年度新規の取組)

取組	実績
県民相談	県民相談員による「一般相談」及び相談者が直接、弁護士から助言・指導を受けることができる「特別法律相談」を実施し、155件の相談を受け付けた。
出前講座	中学校 PTA、民生委員協議会、寿大学、看護専門学校、高校など、704 人を対象に 14 回の消費者被害防止等に関する出前講座を実施。
消費者教育	東部県民生活センターと共催による「 エンカル教室 IN 東部 」を沼津商連会館で、「 エンカル教室 IN 東部 賀茂サテライト事業 」を賀茂キャンパスで開催
街頭啓発	賀茂1市5町及び下田警察署と連携し、消費者月間に1回、消費者被害防止月間に3回の該当啓発を実施し、約 500 人に啓発チラシ・グッズ等を配布
啓発チラシの全戸回覧	最新の消費者トラブルの事例と対策に関する啓発チラシ及び新型コロナウイルスに乗じた悪質商法に関する情報を2回、各市町を通じて全戸回覧
見守りネットワーク構築	・下田市地域ケア会議、東伊豆町安心見守りネットワーク協力機関協議会に参加 ・成年後見制度に関する賀茂地域権利擁護サークルに参加し、要支援者等への見守りと消費生活相談に繋げる仕組の構築を図った。
研修会	・「 相談者の心理を知ろう 」研修会を実施。県内各地から行政職員、消費生活相談員、社会福祉協議会職員、弁護士等計 21 名参加 ・「 改正民法 」をテーマにした研修会を実施。管内行政職員、消費生活相談員、弁護士等計 30 名参加
運営調整会議	センター関係者を構成員とする運営調整会議を2回開催し、センターの運営等を協議。うち1回は書面開催
関係機関との連携	・賀茂保健所と東部県民生活センターと合同で、河津桜まつり会場において景品表示法と食品表示法監視を実施

3 令和2年度の取組

- ・ 消費者被害の未然防止のため、積極的な出前講座の実施による消費者教育を促進（重点対象：高齢者、民法改正による成人年齢引き下げに対応するため高校生）
- ・ 市町（消費者行政担当、福祉担当）、福祉関係者や法律専門家等との連携により、地域の見守りから消費生活相談につなげる仕組みを構築

4 賀茂広域消費生活センター設立の経緯と今後の体制

消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上のためには、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられる体制を整備する必要があり、消費者安全法においても、市町村における消費生活相談事務の実施が明記され、その責務が明確になった。

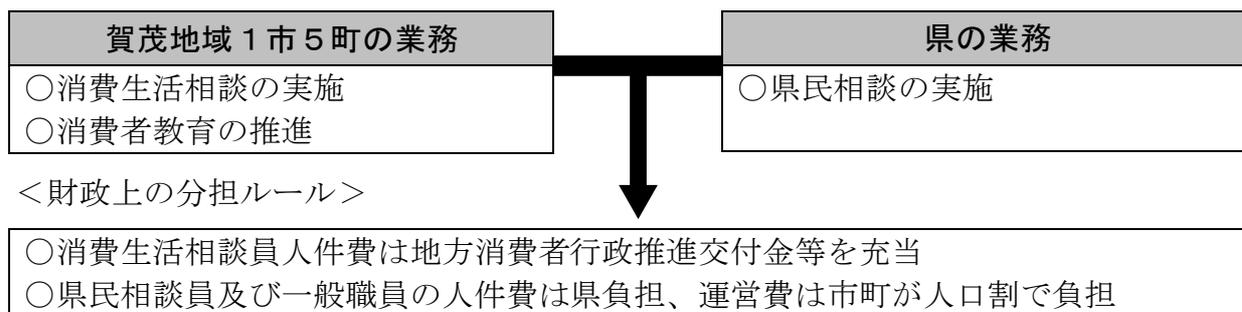
- 市町村の責務（消費者安全法第8条第2項）
 - ①消費生活相談への対応、苦情処理のためのあっせん
 - ②消費者安全のための情報収集と住民への情報提供
 - ③都道府県との情報交換
 - ④関係機関との連絡調整

賀茂広域消費生活センターは、当面の間は県も運営支援できるよう、地方自治法上の連携協約及び共同設置規約の締結により県及び1市5町の共同設置として位置付けられ、市町の消費生活センターとして機能している。

平成 28 年度に県と 1 市 5 町で共同設置したが、令和 6 年度には 9 年の経過を迎え、国の地方消費者行政推進交付金が終了することになっている。

そのため、中長期的なセンターの運営のあり方については、交付金の終了を待たずに、運営調整会議等において県・市町で協議していく必要がある。

○ 県と市町の役割分担と財政負担



<令和 2 年度予算及び市町負担額>

1 県及び市町負担総額										(単位:千円)	
	県民相談		消費者行政						事業費計		
			消費生活相談業務			消費者教育業務					
	相談員人件費等	保険料負担金	相談員人件費等	運営費	保険料負担金	出前講座等	運営費				
	一般財源	保険料負担金	交付金	一般財源	保険料負担金	交付金	一般財源				
県負担額	3,185	314	1,611	0	0	324	0	0	5,434		
市町負担総額(A)	0	0	1,611	0	653	0	407	141	2,812		
計	3,185	314	3,222	653	324	407	141	8,246			
		3,499	4,199			548					

※「保険料負担金」とは、社会保険料の自己負担分

【給与・旅費・賞与分】
交付金対象

2 各市町負担額内訳										(単位:千円)		(単位:人)	
※負担金の名称・・・「賀茂広域消費生活センター運営事業費負担金」													
	消費生活相談業務		消費者教育業務		負担金小計 (財源別)		市町負担 額計	賀茂地域の人口 (H27国勢調査)					
	相談員人件費等	運営費	出前講座等	運営費	交付金	一般財源		人口	人口比(B)				
	交付金	一般財源	交付金	一般財源	交付金	一般財源							
下田市	555	0	226	141	48	696	274	970	22,916	34.5%			
東伊豆町	306	0	124	77	27	383	151	534	12,624	19.0%			
河津町	177	0	71	45	16	222	87	309	7,303	11.0%			
南伊豆町	206	0	84	52	18	258	102	360	8,524	12.8%			
松崎町	166	0	67	42	15	208	82	290	6,837	10.3%			
西伊豆町	201	0	81	50	17	251	98	349	8,234	12.4%			
賀茂市町計	1,611	0	653	407	141	2,018	794	2,812	66,438	100.0%			

※各市町負担額＝市町負担総額(A)×人口比(B)

※交付金確定額に合わせるため、内訳ごと端数調整を行っている。

賀茂地方税債権整理回収協議会の取組実績

(賀茂地方税債権回収協議会・下田財務事務所)

(要旨)

賀茂地域全域における徴収体制の強化と個人住民税を含む市町税の収入未済額縮減のため、平成28年度より、1市5町で賀茂地方税債権整理回収協議会を設置し活動してきた。この度、令和元年度の収入率等がまとまったので、報告する。

1 組織の変遷

区分	導入期 (H28、29年度)	移行期 (H30、R元年度)	自立期 (R2、3年度)
形態	県主導	市町主体	
構成	県、1市5町	1市5町	
県職員の役割	直接派遣 (進行管理の実施 徴収技術のOJT)	技術派遣 (進行管理マネジメント の指導、支援)	短期派遣 (困難案件等アドバイス 進行管理支援)
事務局	下田財務事務所	下田市 (県はオブザーバー)	

※H27年度に、滞納者に対して協議会への移管予告を行ったことで一定の効果あり。

2 成果

- 滞納整理マニュアルや進行管理実施マニュアル、滞納処分執行の停止事務取扱基準などを作成し、統ルールに基づく滞納整理を組織的に実施。
- 市町村税 (国民健康保険税を含む) の収入率が向上し、収入未済額が約7割減。

(1) 市町別収入率の推移 (国民健康保険税(料)含む)

単位：%

年度	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	管内計	県計
H26	79.9	80.9	84.4	86.4	84.9	93.9	83.2	91.6
H27	83.0	82.1	85.9	91.2	85.5	96.3	85.6	92.2
H28	85.6	85.4	90.1	92.1	89.6	97.4	88.3	93.1
H29	87.5	87.5	91.9	92.9	91.6	98.2	90.0	94.1
H30	88.9	88.1	92.4	94.0	92.3	98.6	91.0	95.0
R1(速報)	90.9	89.7	93.8	95.0	94.9	98.0	92.5	95.7
R1-H26	+11.0	+8.8	+9.4	+8.6	+10.0	+4.1	+9.3	+4.1

(2) 市町村別収入未済額の推移 (国民健康保険税(料)含む)

単位：千円

年度	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	管内計
H26	809,856	451,873	197,602	127,129	157,768	74,270	1,818,498
H27	671,548	390,445	148,472	105,704	136,086	43,735	1,495,990
H28	548,237	311,817	126,786	89,804	95,229	27,545	1,199,418
H29	456,239	253,553	103,971	79,726	70,201	13,264	976,954
H30	341,801	185,198	86,558	57,407	38,210	14,413	723,587
R1(速報)	271,026	162,252	75,609	41,335	30,719	19,943	600,884
R1-H26	Δ538,830	Δ289,621	Δ121,993	Δ85,794	Δ127,049	Δ54,327	Δ1,217,614

税目別収入率と滞納繰越率（賀茂地区）

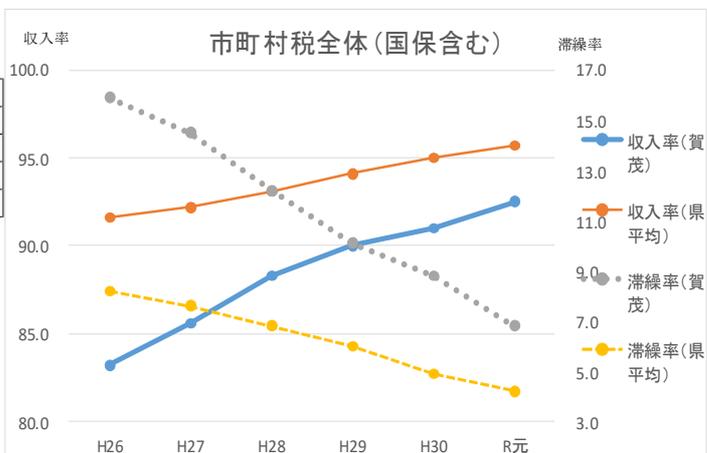
市町村税全体(国民健康保険含む)

(単位: %)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
収入率(賀茂)	83.2	85.6	88.3	90.0	91.0	92.5
収入率(県平均)	91.6	92.2	93.1	94.1	95.0	95.7
滞繰率(賀茂)	15.9	14.5	12.2	10.1	8.8	6.8
滞繰率(県平均)	8.2	7.6	6.8	6.0	4.9	4.2

※滞繰率=滞納繰越調定額/全体調定額

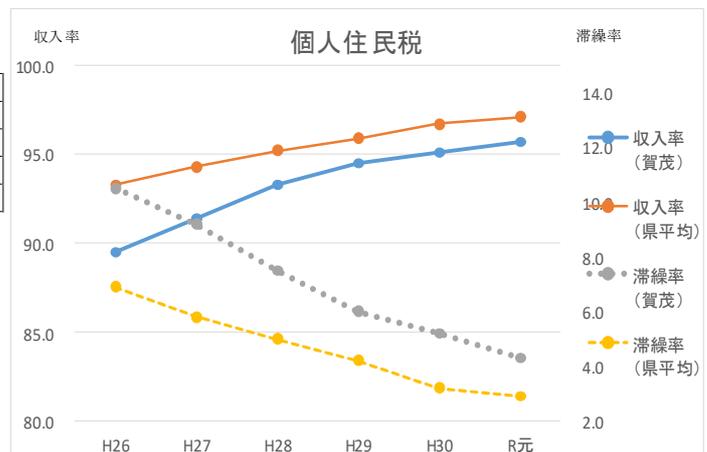
※R元は速報値



個人住民税

(単位: %)

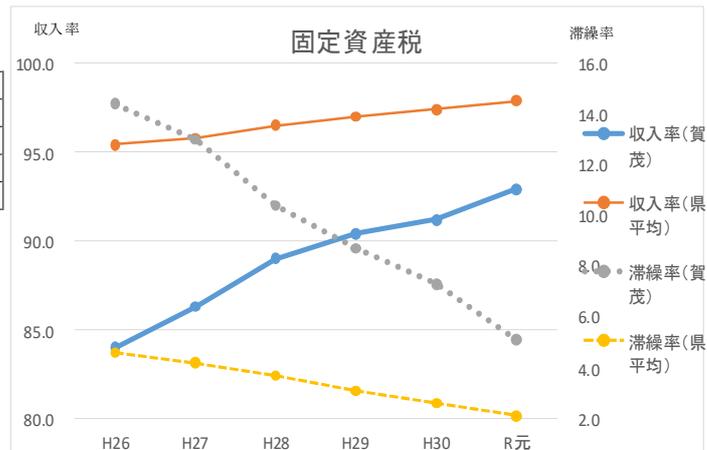
	H26	H27	H28	H29	H30	R元
収入率(賀茂)	89.5	91.4	93.3	94.5	95.1	95.7
収入率(県平均)	93.3	94.3	95.2	95.9	96.7	97.1
滞繰率(賀茂)	10.5	9.2	7.5	6.0	5.2	4.3
滞繰率(県平均)	6.9	5.8	5.0	4.2	3.2	2.9



固定資産税

(単位: %)

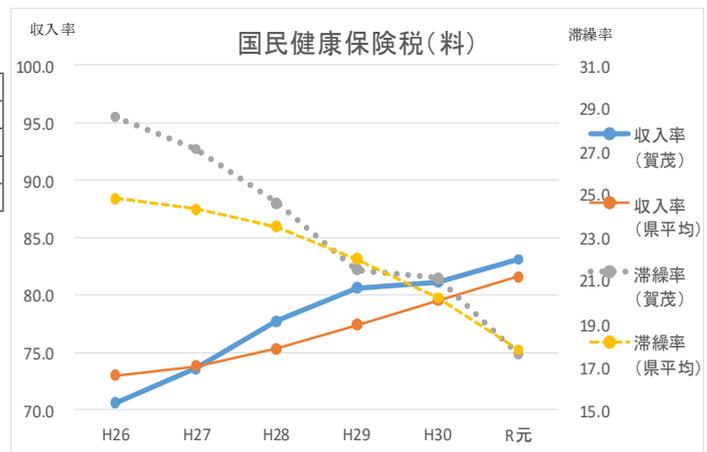
	H26	H27	H28	H29	H30	R元
収入率(賀茂)	84.0	86.3	89.0	90.4	91.2	92.9
収入率(県平均)	95.4	95.8	96.5	97.0	97.4	97.9
滞繰率(賀茂)	14.4	13.0	10.4	8.7	7.3	5.1
滞繰率(県平均)	4.6	4.2	3.7	3.1	2.6	2.1



国民健康保険税(料)

(単位: %)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
収入率(賀茂)	70.6	73.6	77.7	80.6	81.1	83.1
収入率(県平均)	73.0	73.8	75.3	77.4	79.5	81.6
滞繰率(賀茂)	28.6	27.1	24.6	21.5	21.1	17.6
滞繰率(県平均)	24.8	24.3	23.5	22.0	20.2	17.8



令和元年度 令和2年5月末現在の管内市町村税の徴収実績

市町別税目別 収入率の状況

(単位:%)

		税目														
		固定資産税			国民健康保険税			個人住民税			その他税			合計		
		現	滞	計	現	滞	計	現	滞	計	現	滞	計	現	滞	計
下田市	H29	97.5	29.5	91.6	91.7	24.2	70.8	97.8	30.1	92.2	98.9	26.3	96.0	96.7	26.4	87.5
	H30	97.7	29.2	93.0	93.0	23.8	69.5	98.3	29.1	93.1	99.0	28.2	96.5	97.4	26.1	88.9
	R1	97.5	31.7	93.9	93.0	24.0	73.8	98.3	28.5	94.3	99.0	29.3	97.0	97.4	26.8	90.9
	差引(H30-H29)	0.2	△ 0.3	1.4	1.2	△ 0.4	△ 1.2	0.5	△ 1.0	0.9	0.1	2.0	0.5	0.6	△ 0.4	1.4
差引(R1-H30)		△ 0.2	2.5	0.9	0.1	0.2	4.3	0.0	△ 0.6	1.1	△ 0.0	1.1	0.5	△ 0.0	0.7	2.0
東伊豆町	H29	93.4	17.7	85.2	93.8	34.7	81.2	97.8	36.9	93.4	99.5	36.4	98.7	95.1	26.6	87.5
	H30	93.1	10.7	85.1	94.7	32.5	82.6	97.4	43.2	94.3	99.1	37.7	98.5	95.0	22.5	88.1
	R1	92.4	20.9	87.8	94.3	29.3	83.5	98.1	35.6	94.8	98.8	31.1	97.8	94.7	26.3	89.7
	差引(H30-H29)	△ 0.3	△ 7.0	△ 0.1	0.9	△ 2.2	1.5	△ 0.3	6.4	0.9	△ 0.4	1.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 4.1	0.6
差引(R1-H30)		△ 0.6	10.2	2.7	△ 0.5	△ 3.2	0.8	0.7	△ 7.6	0.6	△ 0.4	△ 6.6	△ 0.6	△ 0.4	3.7	1.6
河津町	H29	98.0	24.0	91.7	94.3	43.1	85.2	98.5	48.2	95.9	99.5	30.3	98.4	97.5	35.2	91.9
	H30	98.3	21.8	92.3	94.4	40.4	86.1	98.1	40.6	95.8	99.3	25.3	98.3	97.6	31.5	92.4
	R1	98.5	23.4	94.3	95.7	38.7	87.2	98.7	45.7	96.5	99.3	21.9	98.1	98.1	32.7	93.8
	差引(H30-H29)	0.3	△ 2.2	0.6	0.1	△ 2.7	0.9	△ 0.4	△ 7.6	△ 0.1	△ 0.2	△ 5.0	△ 0.2	0.1	△ 3.7	0.6
差引(R1-H30)		0.2	1.5	2.0	1.2	△ 1.7	1.1	0.6	5.1	0.7	△ 0.0	△ 3.4	△ 0.2	0.5	1.2	1.4
南伊豆町	H29	98.8	14.9	93.4	95.9	29.9	86.9	98.7	33.7	96.2	99.6	22.2	98.9	98.2	24.4	92.9
	H30	98.9	17.7	94.0	97.3	34.6	88.7	98.8	40.9	96.8	99.7	33.1	99.0	98.6	28.6	94.0
	R1	99.1	12.6	95.8	97.4	21.8	88.5	99.0	44.1	97.4	99.7	39.4	99.2	98.8	22.1	95.0
	差引(H30-H29)	0.1	2.8	0.6	1.4	4.7	1.7	0.1	7.2	0.6	0.1	10.9	0.1	0.4	4.3	1.0
差引(R1-H30)		0.2	△ 5.1	1.8	0.2	△ 12.8	△ 0.2	0.2	3.2	0.6	△ 0.0	6.3	0.2	0.2	△ 6.5	1.0
松崎町	H29	97.6	19.8	87.8	96.4	44.6	89.4	99.1	45.7	97.2	99.5	14.2	98.1	97.9	31.1	91.6
	H30	98.4	14.8	89.9	95.7	37.7	88.4	98.8	32.5	96.9	99.6	25.6	98.2	98.1	24.9	92.3
	R1	98.2	20.2	94.7	94.7	49.4	90.6	98.3	45.0	97.1	99.8	48.3	98.9	97.7	37.3	94.9
	差引(H30-H29)	0.8	△ 5.0	2.1	△ 0.7	△ 6.9	△ 0.9	△ 0.3	△ 13.2	△ 0.3	0.1	11.4	0.2	0.2	△ 6.2	0.7
差引(R1-H30)		△ 0.2	5.4	4.8	△ 1.0	11.7	2.2	△ 0.5	12.6	0.2	0.1	22.7	0.7	△ 0.4	12.4	2.6
西伊豆町	H29	99.1	40.8	97.5	98.3	69.3	97.0	99.8	81.0	99.7	99.9	67.9	99.9	99.2	54.0	98.2
	H30	99.0	51.6	98.4	98.1	56.7	96.9	99.6	57.5	99.5	99.8	35.4	99.7	99.1	54.1	98.6
	R1	98.5	49.3	97.8	97.8	40.3	95.9	99.4	43.1	99.1	99.8	19.8	99.6	98.8	44.0	98.0
	差引(H30-H29)	△ 0.1	10.8	0.9	△ 0.2	△ 12.6	△ 0.1	△ 0.1	△ 23.5	△ 0.2	△ 0.1	△ 32.5	△ 0.1	△ 0.1	0.1	0.4
差引(R1-H30)		△ 0.5	△ 2.3	△ 0.6	△ 0.3	△ 16.4	△ 0.9	△ 0.2	△ 14.4	△ 0.4	0.0	△ 15.6	△ 0.1	△ 0.3	△ 10.1	△ 0.5
合計	H29	96.8	22.8	90.4	94.2	30.7	80.6	98.3	35.0	94.5	99.3	27.1	97.6	97.0	28.2	90.0
	H30	96.8	19.2	91.2	95.0	29.1	81.1	98.4	34.5	95.1	99.2	29.2	97.8	97.2	26.2	91.0
	R1	96.6	24.8	92.9	94.9	27.9	83.1	98.5	34.2	95.7	99.2	30.4	97.9	97.1	27.9	92.5
	差引(H30-H29)	0.0	△ 3.6	0.8	0.8	△ 1.6	0.5	0.0	△ 0.5	0.5	△ 0.1	2.0	0.1	0.2	△ 2.0	0.9
差引(R1-H30)		△ 0.3	5.6	1.8	△ 0.1	△ 1.2	2.1	0.2	△ 0.2	0.7	△ 0.1	1.2	0.1	△ 0.1	1.7	1.5

※小数点2位以下の影響により差引に誤差が生じている場合がある。

**令和元年度 令和2年5月末現在の管内市町村税の徴収実績
市町別 調定収入の状況**

上段:29年度、中段:30年度、下段:R1年度

区分 市町名	調定額			収入額			収入未済額			収入率			滞線率
	現年分 A 千円	滞線分 B 千円	合計 C 千円	現年分 D 千円	滞線分 E 千円	合計 F 千円	現年分 千円	滞線分 千円	合計 千円	D/A*100 現 %	E/B*100 滞 %	F/C*100 計 %	
下田市	3,591,125	543,646	4,134,771	3,473,274	143,684	3,616,958	117,851	399,962	517,813	96.7	26.4	87.5	13.1%
	3,372,794	453,935	3,826,729	3,283,920	118,309	3,402,229	88,874	335,626	424,500	97.4	26.1	88.9	11.9%
	3,364,507	340,628	3,705,135	3,275,366	91,170	3,366,536	89,141	249,458	338,599	97.4	26.8	90.9	9.2%
差引(H30-H29)	△ 218,331	△ 89,711	△ 308,042	△ 189,354	△ 25,375	△ 214,729	△ 28,977	△ 64,336	△ 93,313	0.6	△ 0.4	1.4	
差引(R1-H30)	△ 8,287	△ 113,307	△ 121,594	△ 8,554	△ 27,139	△ 35,693	267	△ 86,168	△ 85,901	△ 0.0	0.7	2.0	
東伊豆町	2,467,172	309,579	2,776,751	2,346,543	82,334	2,428,877	120,629	227,245	347,874	95.1	26.6	87.5	11.1%
	2,388,215	253,516	2,641,731	2,269,550	57,150	2,326,700	118,665	196,366	315,031	95.0	22.5	88.1	9.6%
	2,375,456	185,901	2,561,357	2,248,672	48,832	2,297,504	126,784	137,069	263,853	94.7	26.3	89.7	7.3%
差引(H30-H29)	△ 78,957	△ 56,063	△ 135,020	△ 76,993	△ 25,184	△ 102,177	△ 1,964	△ 30,879	△ 32,843	△ 0.1	△ 4.1	0.6	
差引(R1-H30)	△ 12,759	△ 67,615	△ 80,374	△ 20,878	△ 8,318	△ 29,196	8,119	△ 59,297	△ 51,178	△ 0.4	3.7	1.6	
河津町	1,257,760	126,064	1,383,824	1,226,803	44,338	1,271,141	30,957	81,726	112,683	97.5	35.2	91.9	9.1%
	1,216,501	103,929	1,320,430	1,187,644	32,753	1,220,397	28,857	71,176	100,033	97.6	31.5	92.4	7.9%
	1,242,248	87,336	1,329,584	1,218,989	28,579	1,247,568	23,259	58,757	82,016	98.1	32.7	93.8	6.6%
差引(H30-H29)	△ 41,259	△ 22,135	△ 63,394	△ 39,159	△ 11,585	△ 50,744	△ 2,100	△ 10,550	△ 12,650	0.1	△ 3.7	0.6	
差引(R1-H30)	25,747	△ 16,593	9,154	31,345	△ 4,174	27,171	△ 5,598	△ 12,419	△ 18,017	0.5	1.2	1.4	
南伊豆町	1,169,890	89,452	1,259,342	1,148,525	21,785	1,170,310	21,365	67,667	89,032	98.2	24.4	92.9	7.1%
	1,114,843	79,226	1,194,069	1,099,409	22,689	1,122,098	15,434	56,537	71,971	98.6	28.6	94.0	6.6%
	1,097,841	57,390	1,155,231	1,084,650	12,681	1,097,331	13,191	44,709	57,900	98.8	22.1	95.0	5.0%
差引(H30-H29)	△ 55,047	△ 10,226	△ 65,273	△ 49,116	904	△ 48,212	△ 5,931	△ 11,130	△ 17,061	0.4	4.3	1.0	
差引(R1-H30)	△ 17,002	△ 21,836	△ 38,838	△ 14,759	△ 10,008	△ 24,767	△ 2,243	△ 11,828	△ 14,071	0.2	△ 6.5	1.0	
松崎町	886,636	92,332	978,968	868,257	28,741	896,998	18,379	63,591	81,970	97.9	31.1	91.6	9.4%
	820,135	70,157	890,292	804,368	17,476	821,844	15,767	52,681	68,448	98.1	24.9	92.3	7.9%
	813,533	38,715	852,248	794,723	14,455	809,178	18,810	24,260	43,070	97.7	37.3	94.9	4.5%
差引(H30-H29)	△ 66,501	△ 22,175	△ 88,676	△ 63,889	△ 11,265	△ 75,154	△ 2,612	△ 10,910	△ 13,522	0.2	△ 6.2	0.7	
差引(R1-H30)	△ 6,602	△ 31,442	△ 38,044	△ 9,645	△ 3,021	△ 12,666	3,043	△ 28,421	△ 25,378	△ 0.4	12.4	2.6	
西伊豆町	1,176,025	26,760	1,202,785	1,166,838	14,451	1,181,289	9,187	12,309	21,496	99.2	54.0	98.2	2.2%
	1,122,814	13,170	1,135,984	1,112,549	7,124	1,119,673	10,265	6,046	16,311	99.1	54.1	98.6	1.2%
	1,086,212	14,440	1,100,652	1,072,751	6,354	1,079,105	13,461	8,086	21,547	98.8	44.0	98.0	1.3%
差引(H30-H29)	△ 53,211	△ 13,590	△ 66,801	△ 54,289	△ 7,327	△ 61,616	1,078	△ 6,263	△ 5,185	△ 0.1	0.1	0.4	
差引(R1-H30)	△ 36,602	1,270	△ 35,332	△ 39,798	△ 770	△ 40,568	3,196	2,040	5,236	△ 0.3	△ 10.1	△ 0.5	
合計	10,548,608	1,187,833	11,736,441	10,230,240	335,333	10,565,573	318,368	852,500	1,170,868	97.0	28.2	90.0	10.1%
	10,035,302	973,933	11,009,235	9,757,440	255,501	10,012,941	277,862	718,432	996,294	97.2	26.2	91.0	8.8%
	9,979,797	724,410	10,704,207	9,695,151	202,071	9,897,222	284,646	522,339	806,985	97.1	27.9	92.5	6.8%
差引(H30-H29)	△ 513,306	△ 213,900	△ 727,206	△ 472,800	△ 79,832	△ 552,632	△ 40,506	△ 134,068	△ 174,574	0.2	△ 2.0	0.9	
差引(R1-H30)	△ 55,505	△ 249,523	△ 305,028	△ 62,289	△ 53,430	△ 115,719	6,784	△ 196,093	△ 189,309	△ 0.1	1.7	1.5	

※小数点2位以下の影響により差引に誤差が生じている場合がある。

※収入未済額は不納欠損控除前の金額。

(件名)

新型コロナウイルス感染症等に係る県税の猶予状況

(下田財務事務所)

1 概要

- ・地方税法が令和2年4月30日に改正され、新型コロナウイルスの影響により納税者等の収入に相当な減少があった方に対する新たな猶予の特例が創設され、担保不要、延滞金なしで1年間納税猶予ができることとなった。
- ・下田財務事務所での新たな猶予の特例を適用した令和2年6月末の実績は120件20,025千円、現年調定額（個人県民税を除く直接徴収分）の2.1%を占める。

2 納税猶予特例の対象等

- ・次の①②のいずれも満たす納税者。
 - ①収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少②一時に納付納入が困難
- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する法人二税、不動産取得税、自動車税種別割、ゴルフ場利用税など、証紙徴収の方法で納める税目を除くすべての税目が対象。

3 税目別納税猶予特例（下田財務事務所、令和2年度課税分の令和2年6月末現在）

(単位：千円)

税目	納税猶予		参考（調定に占める率）		備考
	件数	金額	現年調定額	猶予/調定	
法人二税	7	5,849	143,344	4.1%	
不動産取得税	7	9,174	25,250	36.3%	
自動車税種別割	103	1,649	663,322	0.2%	
ゴルフ場利用税	3	3,354	5,395	62.2%	
その他 ※	0	0	98,825	0.0%	
合計	120	20,025	936,135	2.1%	

(四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。)

※その他は、個人事業税、軽油引取税、鉾区税。

4 減収補填措置（地方財政法の改正）

- ・猶予の特例制度の創設に伴い、地方財政法が改正され、令和2年度及び令和3年度に限り納税猶予による減収額を埋めるための地方債を起すことができる。

5 参考

管内市町税における令和2年度課税分の6月末現在の納税猶特例額 (単位：千円)

税目	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	合計
固定資産税	15,711	133,654	18,843	10,544	0	32,458	211,210
個人住民税	397	338	17	370	8	5	1,135
国保税	40	82	0	0	0	0	122
その他	118	1,620	130	130	0	0	1,998
合計	16,266	135,694	18,990	11,044	8	32,463	214,455

※固定資産税など年税額を複数回に納期があるものについて、市町によって年税額又は1期分の金額となっている。

管内市町徴収実績(現年分) 令和2年5月末

(単位:円、%、P)

市町名	税目	R2年度			R1年度			前年対比 収入率 R2-R1
		現年分	R2調定	収納額(5月末)	収納率	R1調定	収納額(5月末)	
下田市	個人住民税	98,646,562	72,600,169	73.60	97,928,334	71,451,224	72.96	0.63
	固定資産税	1,353,229,900	520,715,322	38.48	1,345,380,900	535,508,554	39.80	△ 1.32
	国民健康保険税	111,989,200	20,405,900	18.22	105,329,400	36,155,600	34.33	△ 16.10
	その他税	300,141,432	141,410,154	47.11	319,369,343	172,253,118	53.94	△ 6.82
	計	1,864,007,094	755,131,545	40.51	1,868,007,977	815,368,496	43.65	△ 3.14
東伊豆町	個人住民税	58,790,200	4,053,964	6.90	59,601,500	3,150,270	5.29	1.61
	固定資産税	1,217,177,500	453,795,433	37.28	1,238,314,400	525,475,767	42.43	△ 5.15
	国民健康保険税	57,488,300	11,666,800	20.29	58,480,300	12,459,500	21.31	△ 1.01
	その他税	63,585,625	38,689,525	60.85	88,679,304	73,520,804	82.91	△ 22.06
	計	1,397,041,625	508,205,722	36.38	1,445,075,504	614,606,341	42.53	△ 6.15
河津町	個人住民税	176,292,500	3,243,251	1.84	178,198,500	2,946,533	1.65	0.19
	固定資産税	598,351,400	228,622,300	38.21	597,965,000	255,927,700	42.80	△ 4.59
	国民健康保険税	48,150,800	8,068,000	16.76	53,350,400	19,789,400	37.09	△ 20.34
	その他税	36,780,870	19,749,609	53.70	37,377,009	32,643,209	87.33	△ 33.64
	計	859,575,570	259,683,160	30.21	866,890,909	311,306,842	35.91	△ 5.70
南伊豆町	個人住民税	0	4,036,794	-	0	2,843,453	-	-
	固定資産税	490,371,500	205,120,200	41.83	484,243,100	205,760,300	42.49	△ 0.66
	国民健康保険税	20,703,400	6,525,900	31.52	0	4,965,600	-	-
	その他税	42,147,220	25,079,606	59.50	44,612,247	38,254,847	85.75	△ 26.24
	計	553,222,120	240,762,500	43.52	528,855,347	251,824,200	47.62	△ 4.10
松崎町	個人住民税	24,538,000	18,890,113	76.98	23,654,400	17,934,667	75.82	1.16
	固定資産税	318,642,200	148,405,100	46.57	323,745,400	146,895,117	45.37	1.20
	国民健康保険税	29,151,100	6,620,000	22.71	28,146,400	14,614,000	51.92	△ 29.21
	その他税	32,541,662	13,637,515	41.91	37,958,295	30,001,695	79.04	△ 37.13
	計	404,872,962	187,552,728	46.32	413,504,495	209,445,479	50.65	△ 4.33
西伊豆町	個人住民税	255,300	20,533,765	8042.99	178,201,300	22,019,255	12.36	8,030.64
	固定資産税	502,100,200	224,606,500	44.73	505,269,800	215,670,926	42.68	2.05
	国民健康保険税	35,461,000	8,838,500	24.92	34,450,700	19,537,700	56.71	△ 31.79
	その他税	38,163,060	19,800,360	51.88	45,717,125	39,533,825	86.47	△ 34.59
	計	575,979,560	273,779,125	47.53	763,638,925	296,761,706	38.86	8.67
合計	個人住民税	358,522,562	123,358,056	34.41	537,584,034	120,345,402	22.39	12.02
	固定資産税	4,479,872,700	1,781,264,855	39.76	4,494,918,600	1,885,238,364	41.94	△ 2.18
	国民健康保険税	302,943,800	62,125,100	20.51	279,757,200	107,521,800	38.43	△ 17.93
	その他税	513,359,869	258,366,769	50.33	573,713,323	386,207,498	67.32	△ 16.99
	計	5,654,698,931	2,225,114,780	39.35	5,885,973,157	2,499,313,064	42.46	△ 3.11

*個人住民税は6月の定期課税に併せて調定する市町があります。

*令和2年5月末は日曜日であったため、納期限が翌月にずれ込むことから、前年同期比については注意をしてください。

地方税法等の一部を改正する法律の概要

[施行：原則公布の日]

総務省
令和2年4月

1 徴収の猶予制度の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設ける。

※ この特例創設に伴う地方公共団体の一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置を創設。
【地方財政法(昭和23年法律第109号)の改正】

2 固定資産税

◎ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

(※) 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

◎ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。

※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(仮称)」により全額を補填。

3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

※ この措置に伴う減収については、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金により全額を補填。

【地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成11年法律第17号)の改正】

4 その他

- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

「賀茂広域鳥獣被害対策の広域連携にかかる検討会議」の令和元年度の実績

(賀茂農林事務所)

1 概要

昨年第21回賀茂地域広域連携会議において、鳥獣被害に関する広域連携の対応方針の了解を得た「賀茂地域鳥獣被害対策の広域連携に係る検討会議」では、昨年度3回の会議を開催し、今年度からICT機器の導入による捕獲者の負担軽減等を検討していく。

＜検討会議の構成員＞

賀茂管内1市5町、伊豆太陽農協、伊豆森林組合、県（経済産業部地域農業課、くらし・環境部自然保護課、賀茂農林事務所（事務局））：新規

2 昨年度の検討内容

日時	内 容
7月9日	<p>＜第1回検討会議＞ 【テーマの抽出】</p> <p>(1) <u>検討内容の整理とメインテーマの抽出</u> 昨年度整理した問題点を元に、今後広域連携で協議する内容を検討</p> <p>＜抽出したテーマ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制は、自然保護課の管理捕獲を核に取り組む ・最優先事項として、ICT機器の活用の有効性を検討 ・処理施設の設置の要望は多いが、課題も多い。長期的な課題として検討
10月23日	<p>＜第2回検討会議＞ 【事例研究】</p> <p>(1) ICT機器の導入について（下田市、長崎県五島市）</p> <p>(2) 広域連携をはじめとした九州地方の取組（佐賀県唐津市、長崎県五島市）</p> <p>(3) 処理施設の事例報告（山形県蔵王町解体施設、北海道留萌南部衛生組合焼却施設、伊豆市イズシカ問屋減溶化施設 他）</p> <p>(4) 鳥獣被害対策に関する各種制度について</p>
2月7日	<p>＜第3回検討会議＞ 【テーマの絞込】</p> <p>(1) 今後の検討内容について これまで重要性が高いとされたICT機器と処理施設の導入を中心に協議</p> <p>＜出された意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ICT機器の導入による捕獲者の負担軽減は優先的に検討が必要</u> ・<u>情報の集約方法や、地図に落とすなどの見える化も施策を検討する上で必要</u> ・確かな情報に基づいて鳥獣被害対策を行うためには、生息情報の把握も大切 ・処理施設は、現在協議中の広域ごみ処理施設等と併せて検討するのが現実的

3 今年度の方針

ICT機器の導入による捕獲者の負担軽減と、データの活用や費用対効果等、具体的に検討する。

＜主な検討内容＞

- ① 下田市の取組事例の情報共有（令和元年度末導入予定）
- ② データの活用・費用対効果の検討
- ③ 施策への反映方法と合意形成の検討

＜今後のスケジュール（案）＞

令和2年度			令和3年度以降	
5月	8月	1月	4月～	8月～
情報整理	費用対効果等検討	来年度の内容検討	管理体制検討	（予算申請）導入（予定）
← 下田市事例の共有 →			← 合意形成 →	

令和2年度以降の検討内容

広域連携による情報管理（将来イメージ）

ICT 機器の導入検討

<ICT 機器>

- ・ わな作動通知システム
- ・ サイズ判別自動捕獲装置
- ・ 画像やGISによる出没把握 等

<期待される効果>

- ・ 捕獲者の負担軽減
- ・ 捕獲効率の底上げ
- ・ 被害対策の効率化
- ・ 情報収集の効率化

<捕獲者の負担軽減の例>

<現在>

見回り（毎日） → 捕獲確認 → 止め刺し・処理
 自宅に戻り道具準備 → 止め刺し・処理

<導入後>

捕獲通知確認 → 道具準備 → 止め刺し・処理

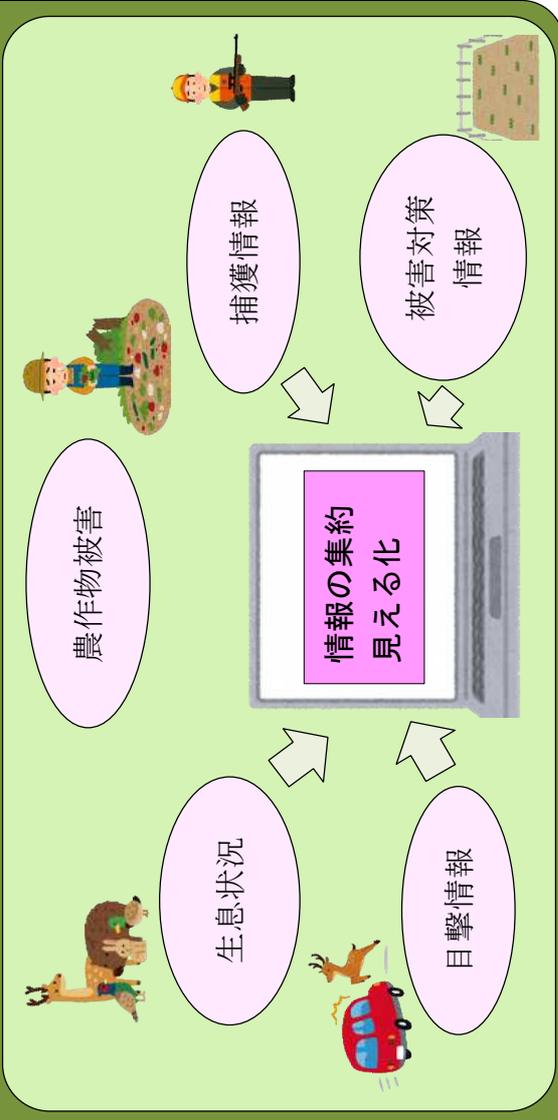
毎日の見回りと道具準備に戻る時間を削減

<具体的な内容>

- ・ 広域把握が必要な情報の整理
- ・ 被害や捕獲状況の広域把握
- ・ 見える化の手法
- ・ 捕獲時の情報入力システムの効果検証

<期待される効果>

- ・ 効果的な施策展開
- ・ 人件費削減
- ・ 地域住民への情報提供と意識啓発



効果的な被害対策・捕獲の実施による鳥獣被害の軽減へ

令和2年度第1回「賀茂地域鳥獣被害対策の広域連携に係る検討会議」

(賀茂農林事務所)

1 概要

令和2年5月28日に第1回「賀茂地域鳥獣被害対策の広域連携に係る検討会議」を開催し、昨年度の検討状況の再確認を行うとともに、今年度の取組方針について協議した。

今年度は、捕獲者の負担軽減を図るためのICT機器の導入に向けた機器の選定を優先的に進めるとともに、広域でのデータの蓄積・共有・運用方法について検討を進めていく。

2 第1回検討会議の概要

(1) 日 時：令和2年5月28日(木) 午後1時30分～4時

(2) 出席者：賀茂管内1市5町、伊豆森林組合、県(経済産業部地域農業課、くらし・環境部自然保護課、農林事務所(事務局))
(欠席) JA伊豆太陽

(3) 検討結果(今年度の検討項目)

- ・下田市が先行導入したICT機器の導入効果の検証も含め、賀茂地域として導入を進めるICT機器の候補の選定、絞り込み
- ・捕獲情報や目撃情報など、共有化すべき情報の抽出とデータの蓄積・運用方法

3 今後のスケジュールについて

時 期	会議名	主な内容
8月下旬～9月上旬	第2回検討会	(1) <u>ICT機器の導入候補の検討・絞り込み</u> (2) <u>広域で共有する情報の項目、データ蓄積・運用方法の検討</u>
1月中旬	第3回検討会	(1) <u>地域として導入するICT機器の選定</u> (2) <u>次年度の計画について</u>

4 今年度の到達目標

捕獲者の負担軽減につながるICT機器の導入機種を選定し、令和3年度以降の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した導入を目指す。

【参考】

1 管内の鳥獣被害対策実施隊の設置状況

- ・令和2年4月に賀茂管内の全市町で鳥獣被害対策実施隊の設置が完了した。
- ・県全体の設置状況：25市町/35市町（令和2年7月現在）

市町名	設置年月日	実施隊員数	構成員
下田市	H31. 4. 1	15名	市町職員（任用職員を含む）
東伊豆町	R2. 4. 1	4名	市町職員
河津町	R2. 4. 1	4名	市町職員
南伊豆町	R2. 4. 1	3名	市町職員
松崎町	H31. 4. 1	3名	市町職員
西伊豆町	H31. 4. 1	40名	市町職員及び猟友会

2 令和元年度における鳥獣被害防止総合対策交付金の実績

（単位：千円）

事業主体	市町名	事業内容	事業費	国費	補助率
下田市有害鳥獣対策協議会	下田市	有害捕獲の活動経費に対する助成	3,529 (3,597)	3,529 (3,597)	国定額
河津町有害鳥獣対策協議会	河津町		5,100 (5,318)	5,100 (5,318)	
南伊豆町	南伊豆町		3,500 (-)	3,500 (-)	
西伊豆町猪等鳥獣害対策協議会	西伊豆町		1,961 (2,182)	1,961 (2,182)	
下田市有害鳥獣対策協議会	下田市	・ICT機器の購入 ・講習会費用 →実施隊の活動	1,604 (-)	1,604 (-)	国定額
南伊豆町有害鳥獣等対策協議会	南伊豆町	・箱わなの購入費用 →猟友会へ貸し出し	1,769 (-)	848 (-)	国1/2助成
合 計			17,463 (11,097)	16,542 (11,097)	

※括弧内は平成30年度の交付金を示す。傍線は実績なしを示す。

3 管内の有害鳥獣等捕獲実績

（単位：頭）

年度	区分	イノシシ	シカ	サル	台湾リス	ハクビシン	合計
平成29年度	有害鳥獣捕獲	1,637	1,997	54	8	17	3,713
	一般狩猟	1,445	2,138	非狩猟鳥獣	20	27	3,630
	管理捕獲	—	2,899	—	—	—	2,899
	計	3,082	7,034	54	28	44	10,242
平成30年度	有害鳥獣捕獲	1,828	1,774	89	5	40	3,736
	一般狩猟	1,593	1,975	非狩猟鳥獣	4	16	3,588
	管理捕獲	—	2,705	—	—	—	2,705
	計	3,421	6,454	89	9	56	10,029
令和元年度 (速報値)	有害鳥獣捕獲	1,474	1,274	32	7	48	2,835
	一般狩猟	1,727	1,714	非狩猟鳥獣	15	17	3,473
	管理捕獲	—	3,128	—	—	—	3,128
	計	3,201	6,116	32	22	65	9,436

新型コロナウイルス感染症対策に要する県補正予算の概要

○予算額

(単位：百万円)

区 分	2月補正	4月補正	5月補正		6月補正		合 計
			冒頭提案	追加提案	冒頭提案	追加提案	
感染拡大防止策と 医療提供体制の整備	249	6,276		254	35,346	24,600	66,725
事業者への支援	1,848	16,701	960		13,569		33,078
観光誘客対策	300						300
学校等への支援		576			1,760		2,336
生活者への支援		914			3,540		4,454
社会経済活動の再開 に向けた取組					4,633		4,633
予備費 積み増し		2,000					2,000
その他				△127	△1,617		△1,744
合 計	2,397	26,467	960	127	57,231	24,600	111,782

※6月冒頭補正には、当初予算編成後の事情変化分(1,465百万円)を含まない

○主な事業内容

区 分	2月補正	4月補正	5月補正		6月補正	
			冒頭提案	追加提案	冒頭提案	追加提案
感染 医療	・入院病床確保、設備 整備助成 ・社会福祉施設助成 (個室改修)	・軽症者用ホテル借上げ ・相談センター電話相談窓 口増設 ・人口呼吸器、防護服等整 備 ・マスク消毒液等配布		・コロナ基金 積立 ・医療従事者 手当	・軽症者用ホテル借上げ ・医療従事者慰労金 ・地域外来検査センター運 営委託、市町助成 ・病床確保助成 ・マスク消毒液等配布	・病床確保、設備 整備助成 ・空床補償 ・院内感染症防止 対策支援
事業 者	・制度融資枠拡大 ・融資利用者への保 証料助成	・休業要請した市町への支 援 ・制度融資枠追加、制度拡 充	・休業要請し た市町への 支援(追加)		・制度融資枠、限度額拡充 ・地域交通事業者支援 ・障害者就労支援施設支援	
観光	・観光誘客需要喚起					
学校 等		・放課後児童クラブ開所延 長支援 ・学習支援員追加配置 ・県立高大遠隔授業環境整 備			・学習支援員配置 ・学校への感染症対策 ・低所得世帯へのオンライ ン学習支援	
生活 者		・生活福祉資金貸付金原資 助成 ・高校生保護者への教育費 支援			・ひとり親家庭への臨時特 別給付金 ・障害者支援 ・就労相談体制強化	
経済 再開					・バイズオカ推進 ・ふじのくにライフスタイ ル創出(テレワーク、遠隔授 業、モバイルワーク等)	
その 他		・指定管理者キャンセル料		・議員報酬削 減	・コロナ影響に伴う事業費 減額	